

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 1 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日
午前 9 時 3 0 分開議
於 議 場

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 130 号 有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 131 号 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 132 号 財産の取得について
平成 21 年度 理科教育設備等整備充実事業
小学校用理科設備等購入
- 日程第 5 議案第 133 号 財産の取得について
平成 21 年度 理科教育設備等整備充実事業
中学校用理科設備等購入
- 日程第 6 議案第 134 号 財産の取得の変更について
平成 21 年度 孤立集落通信確保事業
超短波無線電話装置購入
- 日程第 7 議案第 135 号 財産の取得の変更について
平成 20 年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業
地上デジタル放送対応テレビ購入 (吉備地区)
- 日程第 8 議案第 136 号 財産の取得の変更について
平成 20 年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業
地上デジタル放送対応テレビ購入 (金屋・清水地区)
- 日程第 9 議案第 137 号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について
- 日程第 10 議案第 138 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第 11 議案第 139 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 12 議案第 140 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について
- 日程第 13 議案第 141 号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

2 出席議員は次のとおりである (25名)

| | | | |
|-----|-------------------|-----|-------------------|
| 1番 | 尾上武男 | 2番 | 増谷憲 |
| 3番 | 堀江眞智子 | 4番 | 橋爪弘典 |
| 5番 | 東武史 | 6番 | 細東正明 |
| 7番 | 田中良知 | 8番 | 岡省吾 |
| 9番 | 前 ^ル 利夫 | 10番 | 湊正剛 |
| 11番 | 佐々木裕哲 | 12番 | 森本明 |
| 13番 | 横畑龍彦 | 14番 | 殿井堯 |
| 15番 | 浦博善 | 17番 | 坂上東洋士 |
| 18番 | 楠部重計 | 19番 | 新家弘 |
| 20番 | 西弘義 | 21番 | 中 ^マ 正門 |
| 22番 | 中山進 | 23番 | 竹本和泰 |
| 24番 | 大岡憲治 | 25番 | 亀井次男 |
| 26番 | 森谷信哉 | | |

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 10番 | 湊正剛 | 19番 | 新家弘 |
|-----|-----|-----|-----|

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (22名)

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 中山正隆 | 副町長 | 山崎博司 |
| 清水行政局長 | 保田永一郎 | 会計課長 | 浜田文男 |
| 総務課長 | 須佐見政人 | 企画財政課長 | 山崎正行 |
| 総合業務課長 | 高垣忠由 | 消防長 | 前田英幸 |
| 福祉課長 | 星田仁志 | 環境衛生課長 | 河島一昭 |
| 住民課長 | 福原茂記 | 税務課長 | 赤井康彦 |
| 情報管理課長 | 水口克將 | 建設課長 | 東信行 |
| 産業課長 | 中島詳裕 | 地籍調査課長 | 大方肇 |
| 水道課長 | 山本満寿典 | 下水道課長 | 東敏雄 |
| 教育委員長 | 毛保敦 | 教育長 | 楠木茂 |
| 学校教育課長 | 坂上泰司 | 社会教育課長 | 三角治 |

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

| | | | |
|------|------|----|--------------------|
| 事務局長 | 本下浩久 | 書記 | 池 ^黒 ひろ子 |
|------|------|----|--------------------|

平成21年第4回定例会一般質問者及び項目表

| 通告順 | 議員名 | 質 問 項 目 |
|-----|-------|---|
| 1 | 森本 明 | ①財政問題について ②機構改革について ③児童の体力について |
| 2 | 佐々木裕哲 | ①4年間の町づくり構想の経過はどうか |
| 3 | 前ノ利夫 | ①農林業再生への挑戦を続けるために ②道路整備問題について ③棚田サミットを成功させるための方策 ④過疎地域自立促進特別措置法の期限切れと新立法対応を問う ⑤合併特例法に基づく財源確保問題 ⑥教育関係 |
| 4 | 殿井 堯 | ①政権交代が行われて、今後、有田川町としての進行方向について ②今後、公共事業に対する町の取り組みについて |
| 5 | 尾上武男 | ①風力発電に伴う低音公害について ②給食センター化について |
| 6 | 堀江眞智子 | ①図書館・図書室について ②保育制度について |
| 7 | 増谷 憲 | ①有田川町河川整備基本計画等について ②庁舎問題について |

8 議事の経過

開議 9時38分

○議長（橋爪弘典）

おはようございます。

ただいまの出席議員は25人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、町長より、追加議案が12件提出されております。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、7名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次、許可します。

…………… 通告順1番 12番（森本 明） ……………

○議長（橋爪弘典）

12番、森本明君の一般質問を許可します。

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

朝一番の登壇でございますので、簡単明瞭にいきたいと思いますので、しばらくの間ご辛抱をお願いします。

最近の広報有田川で、我が町の財政は健全であると謳われていました。自主財源の乏しい我が町にとって、もろ手をあげて喜べる状態ではなく、楽観視はできないと思いますので、まず最初に財政問題から入らせていただきます。

長引く景気低迷の中、少し回復の兆しが見え始めていましたが、昨年秋ごろから、アメリカ発のリーマンショックが世界中を駆け抜け、我が国もその影響と為替レートで経済界が疲弊し、雇用も守れなくなり、多くの皆さんが職を失うこととなりました。

また、来年卒業される学生さんの就職内定率も、過去最低の60%となっており、そのような厳しい社会情勢とあわせ、政権も変わり、国では事業仕分けが進み、歳入等も不透明な中、次の点についてお聞きいたします。

1点目として、来年度の予算編成は、大変ご苦労があらうかと思われませんが、どの程度に抑えるのか、骨格予算になるのか聞かせてください。

私の願いでございますが、総花的な予算編成はせずに、重点的に取り組むことを望みます。

2点目として、次に、税収の見込み額についてお聞きいたします。

人事院で守られている公務員でさえ、ボーナスが下がる昨今、サラリーマンの所得は減少、みかんも豊作で芳しい話が耳に入ってきておりません。所得が得られないと、個人消費が落ち込むのは当たり前のことであります。個人住民税、法人税に関する税収見積もりは、いかがでございますか。固定資産税は、税の根幹をなすもので、不景気には左右されないと思いますが、税全般の歳入予想を聞かせてください。

3点目として、新政権下での財産枠の予算編成は完了したものと思われませんが、国庫支出金等の歳入が把握できているのか、わかればお示してください。

4点目は、今後5カ年の決算見込みについて、わかる範囲でお願いします。

20年度決算で、実質公債費比率19%から18%へと繰り上げ償還の効果で好転いたしました。今後も適正な予算に細心の注意を払ってほしいものと考えます。予算は不確定要素が大きいので、ご無理な要求であると承知でありますが、よろしくお願いします。

次は、5点目として、平成21年6月11日付で、行政改革に関する取り組みについての資料を総務委員会で提出されました。その内容の進捗状況についてお尋ねします。

行革の概略の文言に、これまでの行政手法から脱却し、新しい行政経営を進めるためには、まず各職員が依存型から自律型職員に転換し、各課、各係の組織力を高めることが必要。このために、自分が属する組織の役割を明確にし、目標を持って職務を進めるため、目標管理制度の導入を図るとあり、内容は大変立派でよいことと思いますので、これからも引き続き頑張ってくれるものと期待しています。今どの辺まで改革されましたか、進捗状況についてお聞かせいただきたい。

最後の質問でございますが、児童の体力についてお尋ねいたします。

町内児童の学力は、全国トップレベルで、非常に喜ばしいことだと思います。関係当局のたゆまぬご努力のたまものと感謝いたしております。しかしながら、社会の生活様式も随分変わり、児童の体力を奪ってしまったものと思われれます。社会人として、一生働くための体づくりをしなければなりません。学校も指導要綱により運営されているもので、授業時間数の変更は大変難しい課題であろうかと察しますが、考えていることがあれば、実行に移してください。10日ほど前のテレビで、あるところでは縄跳びを取り入れ、いろんな跳び方をクリアできたか評価し、体力づくりをしていると思います。これは1つの例でございますが、他にもいろいろな方法があるかと思えます。どうか文武両道を目指した教育委員会の取り組みに期待しております。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

森本議員さんのご質問にお答えをしてみたいと思います。

冒頭、有田川町の財政は健全で、楽観したらあかんという話でありますけれども、決して健全だとか、そういう認識は持ってません。とにかく常に、財政状況を見ながら、職員ともども緊張した中で財政運営を続けております。

それでは、まず財政問題についてのご質問にお答えをしたいと思います。

平成22年度の予算規模はどのぐらいかという、それと編成に伴う財調の取り崩し基金はいくらぐらいかというご質問でありますけれども。新政権が誕生して、国の予算、特に普通交付税の額など、不透明な部分がかかなり多い中で、来年度の予算については現在各課から要求書の提出を求めているところであります。現時点での予算規模については、平成19年度は162億700万円、それから平成20年度、154億4,000万円、平成21年度、143億7,000万円であることから、また本町の標準財政規模というのは、平成20年度、100億5,000万円、平成21年度、101億9,000万円等、参考にして、来年度の予算については約140億円程度見込んでおります。

次に、財政調整基金につきましては、平成19年度、これ8億円取り崩しました。それから20年度については6億1,000万取り崩しました。それから21年度については、1億1,800万円を予算化しております。ただ、19年度、20年度の決算時においては、この取り崩した財調基金すべて、元に戻しております。決算のときにすべてもう元に戻しております。財調からの基金取り崩しについては、19年度、20年度とも、最終的には1円も取り崩さなかったということでありまして、まだこれは全く見込みですけれども、本年度においても取り崩しの分は返済できる見込みであります。このことから、非常に財政調整基金については将来資金不足に備えるため、できれば当初予算から繰り入れることのないようにいたしておりますけれども、緊急性、必要性に応じて繰り入れていきたいと思っております。

それから、税収の見込み額ということでありまして、平成22年度の税収見込み額につきましては、固定資産税が若干伸びてきておりますので、約27億円ぐらいと予想しております。これは平成21年度当初の予算に比べて、ほぼ横ばいかなと思っております。

それからもう1つ、新政権が誕生して、当町に与える影響度は把握できたのかというご質問でありますけれども。県の関係部署やマスコミ等あらゆる方面からの情報を収集してはおりますけれども、具体的には地方財政計画が公表されるまで、今年度は特に不透明な部分が多く、把握できておりません。

それから4番目に、今後5カ年の決算予想をされたいということでありまして、

議員もご承知のとおり、政権が交代して、今政府の行政刷新会議では、来年度予算の概算要求からむだを洗い出す事業仕分け、これまたきょうから第2弾が始まるようであります。そのような状況の下で、今後5カ年の決算を予想することはかなり困難なことであります。しかしながら、総選挙以後平成21年7月時点で算定した財政状況の見通しでは、平成22年度、142億円、23年度、約138億円、それから平成24年度、約137

億円、25年度も137億円、平成26年度、134億円と予想しております。

それから、最後に児童の体力についてでありますけれども。有田川町の児童については、学力については皆さん方ご承知のとおり、結構な大変高いレベルで推移してはいますが、残念なことに体力については非常に弱いと。特に山間部の子供についても、非常に弱いという結果が出てます。やっぱりこれ、人間というのは体力というか、健康でなかったら何もできない、いくら学問がよかっても健康でなかったら何にもならないということで、今後体力の増強にはしっかりと力を入れていかなければならないと思っております。詳しいことについては、教育委員会のほうから答えをさせます。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

森本議員にお答えを申し上げます。

児童の体力につきましてでございます。

議員ご指摘のとおり、子供の体力向上は一生にかかわる大きな課題であると考えております。しかし、本町の子供たちは、スポーツテストの結果を見ると、体力面や運動能力面で課題が多い状況がありました。また、日常の遊びやスポーツへの取り組み方にも問題があると、それが実態でございました。そこで、教育委員会といたしましては、学力と同様に子供たちの体力の向上に向けた取り組みを推進することが最重要課題の一つであると考え、次のような事業を実施してまいりました。

まず、体育科の授業を充実するために、和歌山県学校体育研究大会を藤並小学校、小川小学校、金屋中学校を会場として開催し、児童生徒が興味関心を持ち、積極的に取り組む体育の授業のあり方を研究するとともに、プロサッカー選手や陸上選手、縄跳び、一輪車、器械体操などの世界レベルにあるトップアスリート^{しょうへい}を学校に招聘し、スポーツへの関心を高める事業も実施しております。

さらに、国の研究指定事業を受け、地域の指導者と連携した武道の指導や小中の連携、また小規模校における学校間合同体育授業なども取り組んでまいりました。その結果、本年度のスポーツテストでは、小学校中学校ともに県の平均を上回るよい数値となっております。また、和歌山県が実施している体力アップのためのチャレンジランキングでは、縄跳びやリレー、馬跳びの部門で県内10位以内の記録を出した学校が増えてきております。中学校では、有田地方総合体育大会において、団体優勝6種目、個人優勝10種目と、よい結果を残し、県大会や近畿、全国大会への出場者も出すことができました。

少しずつではありますが、体力の向上が進んでいるものと思われまので、今後とも力を入れてまいりたいと考えております。また、体力アップも学力と同じように継続が力になると考えておりますので、来年度も引き続き、さまざまな事業に取り組んでまいりたいと、そう考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

たいへん失礼をいたしまして、答弁もれが1ヵ所、機構改革についてのご質問でありませうけれども。

今までと違って、2年前から予算の配分枠というのを実施してまして、庁内分権を進める観点から、政策ごとに課をまとめることをやっています。町の行政運営を図るための基本構想を定めた長期総合計画の実現のために、その政策体系の中で自分の組織がどの政策を担い、何をすべきか、それぞれの課別で本年度から課別組織目標管理シートを作成するとともに、本年6月からホームページにも掲載して、わかりやすく透明性の高い行政運営の実現に取り組んでいるところであります。各課から、この事業については、どれくらいの達成度をできたのかという管理シートを今提出をしてもらっております。この管理シートは、本年度は課長さんのみに出させてますけれども、来年度は係長まで下ろしたいと考えてます。また、再来年度は職員全体にそういった認識を持っていただくために、この管理シートというのを提出をしていただくことになっております。

○議長（橋爪弘典）

以上で、森本明君の一般質問を終わります。

…………… 通告順2番 11番（佐々木裕哲） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

11番、佐々木裕哲君。

○11（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、一般質問します。

合併一期、最後の一般質問となりました。住民の代表である1人の議員として、今回も同僚6名の議員とともに質問させていただきます。また、今回も傍聴のためにお忙しい中ご来場いただきまして、本当にありがとうございます。

さて、私の質問は、4年間のまちづくり構想の経過はどうであったのかということをお聞きさせていただきます。

町長は、次期町長選へ着々と準備が進められていますし、この4年間で実現できなかったこと、また新しい事業をやろうとする姿は、私も大いに同化しております。

さて、4年前の選挙において、町長は公約として、「私はやります。やれます。たよりになります。」として、有田川町のまちづくりについて公表。わがまちを東部、中部、西部地区に分け、東部は観光と福祉としたまちづくり、中部は農業と商業の調和のとれたまちづくり、西部は有田地方の中心となる自然と調和したまちづくりを目指す公約いたしました。

また、産業面、安全防災面、教育福祉面、行政面と、細かく分け、私の知るところでは、16項目に具体的に約束していたと思いますが、町長自身、何割ぐらい達成できたと思っているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

確かに4年前に、教育、産業、文化、いろいろな面から16項目に分けて公約をさせていただきました。なかなかこの公約というのは、一概にすぐできるものもあれば長期にかけてでなければできないものもあると思います。たとえば藤並駅の特急停車なんかは、非常に思ったより早くできたという部分もありますし、まだまだ、それは公約どおり充実できたのかといえば、100%できているとは言えません。ただ、福祉、産業、いろいろな面からも順次手を打たせていただいて、満足度はどのくらいかといわれれば定かではありませんけれども、結構4年間でやれたんかなあという自負をしております。

今後は、できないところもさらに挑戦させていただければ、また引き続いてやりますし、新しくまた事業も興していきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

1回、先ほどの質問で、16項目あげてるわけなんですけれども、別に何十何%ということじゃなしに、大体半分ぐらいできたとか、そこそこできたとか、そのまずお答えをお聞きしたかったわけなんですけれども。

これは、私はマニフェスト、公約を一遍読み上げてみます。それによって、町長自身も忘れてるかもわからないし、また先ほども言いましたように、すぐということもできないかと思うんですけれども、まず町長自身のマニフェストの公約、これ全部、町へ配布したものでございます。私もこれ全部取っておりますので。こういうことをやっております。

まず産業面におきまして、高品質みかんの産地となるよう、付加価値の高い農業を行えるよう、産地の整備を行います。

そして2点目に、地域の埋もれた伝統や、文化を再認識して、それを伝える語り部を育成いたします。ということです。

それと、安全防災面におきまして、小型風力発電機の需用電源を生かした防犯防災対策を実現いたします。

有田川町の自然を守り、堤防強化と河床の改修を行い、また雨水対策にも力を入れます。防犯防災への地域ぐるみでの取り組みができるようなシステムをつくります。

自主防災組織との連携により、災害に備えた避難態勢の充実を図ります。

続いて、教育福祉面では、小・中学校教育の学力向上を目指し、授業日数の追加や教育

特区の開設をします。

学童保育や休日、時間延長の実施及び児童手当の充実を図ります。

シニア層のすぐれた技術や経験を発揮でき、いきいきと働ける環境を整備いたします。

地域福祉のネットワーク化、特に高齢の福祉に対する体制を強化いたします。

そして、行政面では、むだを省いた効率的な行政を目指します。

生活基盤の整備と充実を行います。

最後に、女性による農業委員や教育委員を起用して、もっと行政に参加してもらいます。

それにつく前、これではまだ16項目じゃございません。特に、中でも産業面において、地元農産物を活用するバイオ研究機関の誘致、県立医科大学、県、町、その他関係機関による協力により、このバイオ研究機関の設置を我が町へ行いますと公約しております。

それと、全国へ町特産物の文化、名所を売り込む職員の配置、それは町のセールスマンの配置、積極的に全国へ活動することを公約しております。

このことについて、私もね、非常にこれは観光面や農産物のPRについて、町の独自のセールスマンを雇うということにつきまして、私も非常に関心を持ち、これは我が町のこれからの将来を担う上では非常にいいんじゃないかと、私はそのように期待もし、今日まで一議員として、そのようにやってほしい、また町民もそれをやってほしいというようなことではないかなと関心を持って、今日まで見守ってきました。

それと、役場の窓口の休日、または時間延長住民サービスの実施ということで、我が町は、サラリーマンの方も多し、農業をされてる方、林業をされてる方も多し、この3つの組み合わせで我が町の職業は構成されておるわけなんですけども、農業している方は、昼間は農産物で忙しいから、夜間やなければ、夕方6時や7時ぐらいやないと役場へ行けない。また、サラリーマンの方は、朝出て夕方帰ってきて役場へ行ける時間がないから、休日にでも土曜日でも半日ぐらいは役場を開けて、住民サービスをするということも公約されました。私もこれ、非常にいいことやなど、実際全国でもそのようにやってる市町村もございます。これも期待しておりました。

そして、女性と若者によるミニ町議会、ミニ町議会の開催。女性とか若者の声をいかに生かすシステムをつくるかということをおっしゃっておりました。今言いました4つの項目、これは、中でも町民の方もこれはものすごくいいと、公表されたときにはものすごく関心持っていたと思うんですけど、その後、公約してやってたわけなんですけども、今のところでは、これがどうも前向きに進んでないような気がするのですが、今言うた事柄を今後するかしないのか、またやってくつもりであるのか、その点もお聞きしたいと思います。特に、さっきも言いました、町のセールスマンの設置や役場の窓口の休日時間外の延長、やろうとすれば私はできるんじゃないかと思うのですが。町職員に聞きますと、そのような事柄はまだ具体的に何も聞いていなかったと、聞いてもないというような声も聞かれましたんで、そこらもあわせて、今後どのように進めていくのかお聞きしたいと思います。

2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

16項目、忘れてるのちゃうかというご指摘でありますけども、決して忘れていたわけではございません。常に私もこれを机のところに置いております。

今、いろんなご指摘いただきましたけれども、公約についてはできたものもあるしまだ道半ばのものもあります。とにかく休日の学童保育の充実とか、そういうことについては既にやっていますし、今まで休日だけだったんですけれども、土曜の保育も今実施しています。特に土曜日が、会社が休みと違う関係で、日曜日よりかなり多くの生徒が保育に通ってきております。

それから、窓口の休日とか時間延長という話でありますけれども。これも先日の庁議の会です、何とかして時間、早朝から夜、夜やないんですけど、ある程度時間延長できないかという協議もさせております。

それともう1つ、女性とか若者の声を聞けるようなミニ議会とか、委員会みたいなものをつくりたいとは、今でも思っていますけれども、今のところまだ達成をしておりません。

それから、全国へ向けての特産物とか名所を売り込む職員、これは確かに専門職まだ置いてませんが、このことについては、常にチラシとかいろんなホームページ等々を使って、町の宣伝も盛んに今行っているところであります。

そういうことで、公約というのはすぐできるものと、長くかけてできる、4年間でもほとんどできないものもあると思います。ただ、こういうことをやるという公約でありますので、次回当選をさせていただければ、ぜひこれも含めて、また新しい公約もつくりますけれども、達成をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどぜひお願いいたします。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

町長の心の中の言わんとするところが、私にも伝わってきますので、具体的にもうそれ以上のことは申し上げませんが、町長が先ほど言いましたように、マニフェストというのは住民との約束、いかにこの約束を守るか、また実現するかだと思います。しかし、世の中政治経済も変わり、公約どおりにいかないことも当然あるかと思いますが。前自民党政権の公約、また今の民主党の公約も、すべてできたのか、またできるのかといえば、疑問もあろうかと思いますが。しかし、公約を聞かされた者にとっては、期待もするし、また信ずるでしょう。裏切られたことが多くなると、今回の政権交代のようなことにもなるんじゃないかと思っております。できなければ、理由を、私は、こういう事情だからできないということを示すことだと思います。今までのように、ほっといたらもう何も言わんし、まあそれでいいかという時代ではないかと思っております。それがかえって不信感が募ることだと

思います。4年前、町長は、みんなでわがらの町、合併してよかったと言える町をつくると言いました。有田の発展は、有田川町からということで立候補、また次回もそのつもりだと思います。どうか、町民のために頑張ってくださいと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

答弁、要りませんか。

（「結構です」と佐々木議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

町長、何かございますか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

マニフェスト、公約については取り消すつもりは全然ありません。できない部分について、今まで放ったらかしてきたということじゃなくて、今はまだ目的達成してないということですので、これも含めて次回当選をさせていただければ、新しいマニフェストとともに達成に向けて努力をしていきたいと思いますので、ぜひ佐々木先生のご協力も、選挙に対するご協力もお願いしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩いたします。

10時30分、再開をいたします。

~~~~~

休憩 10時18分

再開 10時33分

~~~~~

…………… 通告順3番 9番（前々利夫） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

一般質問を続行いたします。

9番、前々利夫君の一般質問を許可します。

9番、前々利夫君。

○9番（前々利夫）

私、今回の定例会に議長に提出している一般質問の案件は6項目ございます。

以下、順次、質問をさせていただきたいと思います。

事を起こし結果を出すためには、適格な計画と、その裏付けとしての財政が伴わない限り、絵にかいたもちであります。自主財源25%に満たない当町にあっては、国の動向と政策をきちっと把握し対応しない限り、住民の期待にそえないことは明白であります。

具体的質問に入る前に、どうしても避けて通れないのが、今より86日前に行われた国政選挙第45回衆議院選挙の結果であり、戦後ほとんど一貫して政権を把握していた政党にかわり、現政権が実現した事実であります。

現在の民主国家といわれる国々はごく一部の例外を除き、国民の自由意思による選挙により、国民の中から国民の代弁者を選出、あらかじめ決めている任期内において、各々の国家の基本法である憲法に基づき、国民福利のため任務を遂行することが義務付けられているのが常識であります。わが国の場合、立法行政司法を根幹として国会、内閣、司法の3機関により各々の施策が行われ、この前提として主権者は国民にあることを明記しております。同時に、地方自治を第92条で定め、自治権の保障が団体自治及び住民自治の観念に立脚して定められなければならないとし、また同時に、国と地方公共団体が相互互換による行政効果を高めるための地方自治法が制定され、さらに財政については、第83条、第84条、85条、第86条、87条等が設けられ、これを受けて、地方自治団体のための地方財政法が制定されています。これらの事実をまず把握し、新しい政権政党のもとでどのような施策が行われるかを注視、自治体としての対応を決め、住民の福利をいかに確保向上たらしめるのかを考え実践するのは執行部、議会の責務であります。

以下、提示させていただいております各質問項目に従い、進めさせていただきます。

1項目目は、農林業再生への挑戦を続けるためであります。

申し上げるまでもなく、当町は、まちづくりの基本方針、長期総合計画は、有田川町の特性を生かしたまちづくりの課題として、豊かな自然と過ごしやすい気候の立地条件を背景に、農林業を中心とした地域経済の活性化を中核として、安全安心な生活確保を目的とした諸施策を展開していくことを明白にしております。しかし、率直に申し上げますが、第一次産業としての農林業の現況は極めて厳しく、多くの課題を抱え、低迷を続けております。加え、昨年10月に発生した米国国内の住宅向け金融政策の破綻による影響は、100年に1度といわれる世界的大不況を招来、わが国もこの渦中に巻きまれ、回復の兆しにあるもののすべての分野で不況下にあります。この克服のため、当時の政権政党は、当初予算に第一次、第二次の補正14兆7,000億、合計102兆円に上る史上初の予算を組み対応してきたのは周知のとおりであります。新政権政党はこれに対し補正予算の見直しを行う作業に入り、去る本年10月16日、3兆円減の目標に極めて近い2兆9,259億円の減額を閣議決定、うち農林水産省の減額割合は46%と最も大きく、腹の底から怒りを率直に表明するものであります。

9番議員は、18年合併議会より、今回までの定例会において16回中14回一般質問を行い、そのうち10回を、農林業振興問題を取り上げてまいりました。時間の関係でいちいち取り上げませんが、質問に対し執行部の答弁が議事録に記入されています。特に、21年第3回、9月議会において、不況打開対策として計上された条件不利な森林に対する特定間伐、工事用作業路、里山対策としての侵入竹林の除去、松食虫等による枯木の処理、広葉樹林等の再生、鳥獣害防止柵設置、高性能林業機械の助成等々、森林再生事業の

きめ細かい助成取組を実施するための県市町体制が7月23日に成立され、前言の施策が取られることに、かつてない期待を執行部の中から引き出したものであるが、今回の新政権の処置対策を踏まえ、また来年、22年度の当初予算編成の準備としての概算要求の仕分け作業が11月10日から進められている現況をみるときに、農林業政策についての感覚に不安を隠しきれないのであります。

執行部に質します。補正執行停止金額、各事業についての把握されている事業名と金額をお答えください。同時に、われわれは地方自治法に基づく与えられた権限において、地方としての正当な意見具申による修正が可能と存じますが、地方6団体あげて対応するよう要求します。取組みについて、決意表明を行ってください。

なお、農業においても、農地集積加速化事業を筆頭に、転作作物の需要に応じた生産拡大支援、耕作放棄地再生利用緊急対策農地有効利用支援整備事業等々が対象停止処分が決定していると聞いておりますが、事業名と金額をお聞かせください。

2項目といたしまして、道路整備問題について。

新政権は、「コンクリートから人へ」を合言葉に、国土交通省が管轄する道路整備について、補正で決定されている高速道路6路線の4車線化3,255億を筆頭に停止を決定、和歌山県においても、御坊田辺間の工区が凍結されたため、去る10月20日、県議会議員全会派一致による速やかな事業の着手を求める緊急決議がなされ、議長が以下上京、各省庁に提出したことは、県民の1人として知るところであります。いまさら申しあげるまでもなく、道は社会インフラの中核であり、産業、文化、教育、福祉等々、発展活力化のためには不可欠要素であります。また、各々連結されない限り、その価値観が問われま。新政権は、道路整備充実を担ってきた道路特定財源の中核をなすガソリン税軽油取引税等の暫定税率を廃止し、2.5兆の減額を行うとしておりますが、道路整備上、これが実行されると、地方への波及があまりにも大きすぎ、道路未整備地区はさらに厳しい公共事業の減少は建設業、資材業も含め、雇用関係の悪化を一層深刻化することは必然だと、地域住民あげて対応しなければならないが、当局の見解を問います。また、生活道路としての町道1級2級その他の道路整備、管内一般国道、県道整備についての今後、この状況下でどう取組むのか、この際、構想を承りたいのであります。

3番目に、棚田サミットを成功させるためを質問いたします。

あと3年有余に迫った24年度全国棚田サミットの成否は、本町の過疎地域はもちろん、全国棚田所有地域にとってはかり知れない活性化への道標となるものだと信じます。私ども日本列島の起源は米作から始まったとされており、古来、瑞穂——みずみずしい稲の穂の意で、瑞穂の国といわれており、国民の象徴としての皇室の御存在と不可欠のものであり、くしくも悠久親王殿下の御縁とのかかわりから、清水地区、若き世代がご生誕をお祝いし、棚田蘭島水田から自らの仲間たちにより、米作に汗を流し、献上米として、毎年秋篠宮家に御献上するものであり、このことを記念してイベントを開催されており、日本百景にも登録されたこの棚田は、ほまれ高き名大庄屋笠松左太夫翁が心血、私財をささげら

れ開墾された由緒深い水田として、清水地域26区中24集落に散在する総面積232万569平米、うち水田153万5,551平米、畑69万6,638平米の中核を形成するものであります。世界遺産熊野高野参詣道との結びつきも大きく、また清水地域全体は日本中世史上からみても、多大の価値観あることは学会でも知られておるところであり、文化的見地からも、ぜひサミットの成功を期待するものであり、9番のこの件についての一般質問に対し、遂行のために組織を立ち上げることを、前回の一般質問の中において町長ははっきりとご答弁をいただいております。物事の到来は、まったく時間が待ってられません。この事実の上に立って、万全の準備体制を整えてください。そして、先にも申しあげましたとおり、イベントを続けられている若い世代、棚田所有者、郷土文化研究者、じみに維持普及に活動されている有識者の方々、地域住民あげての態勢づくりを一日も速く立ち上げていただくことを願い、見解を求める次第であります。

4番目は、過疎地域自立促進特別措置法の期限が切れようとしております。引き続いての新法制定についてでございます。

申し上げるまでもなく、同法は、過疎地域維持発展、活性化になくはならない立法であり、昭和45年第1回法が制定され、10カ年を立法期限として、今般の同法は22年3月31日をもってその期限を迎え、4回目を終了するものであります。最近10年間において対象地区に支払われた事業費は平均12億円。いかに貴重な財源であるか、また多くの実績をあげているか。これは、この12億円は、10年間に行われた1年間の平均単位であることを申し上げるまでもございません。その一例として、将来の林業活性化の最大担手としての西ノ原木材加工工場もある。過日、県主催の地元和歌山県選出国會議員、県會議員、市町村議員あげての新法制定要求大会には、党派を問わず万場一致で決議を行ったことからわかるとおり、国会におても過去を通じ全政党所属議員により成立している経過のもと、今般も新法が絶対確立されると信じてますが、過疎の状況は人口減少になかなか歯止めがかからず、厳しい現実には直面している中で、新しい新法としてハードの面でもソフトの面でも何が必要かを地方自治体執行部、議会ともども意見を出しあい、さらに有意義にするために、提案論議を含め、地方6団体が一体となって国会に働きかけることを提起し、長の見解を求める次第であります。

5番目に、合併特例法に基づく財源確保について。

合併後、早や4カ年の歳月が間近に迫り、合併後の歳入、歳出の推移、17年度から27年度までの歳入歳出の数字が試算されているが、17年、18年、19年、20年の決算の事実上の数字を答えられたい。

また、10年間のうちの、人件費削減効果45億円、議員各種委員会8.1億円、特別職7.9億円、一般職員28.9億円と計上されているが、4年間の実績は。2.物件費、事務共同化合理化による経費、削減効果23億円の4年間の実績はどうなってるんですか。新町づくり計画に主要事業費329億円、道路整備、地区振興事業等の特例債約137億円が元利償還金70%が地方交付税で算定される、4年間の実績は。以上を問うとともに、

今後の見通しを示されたいのであります。

最後に、教育関係について質問を行うものでございます。

このことにつきましては、予算見直しの中で、いわゆる学校関係のデジタル化をめぐる問題については、昨日の担当委員会で、わが町におきましては、いち早く処置を講じたので見直しの対象にならないということ、はっきりと教育長の方から伺いましたので、やめさせていただきます。

ただ、ここで、これは要請でございまして、教育長からの答弁をいただきたいのですが、ご案内のとおり、たいへん、わが町にとって本当にすばらしい事象が発生いたしました。それは、郷土出身、旧清水町三瀬川、現東京大学教授、谷口維紹先生が10月27日、文化功労者15名中の1人と選ばれることが発表され、顕彰式が11月4日に行われました。誠にめでたい限りであります。先生は、分子生物学の分野で、免疫など生体防御における細胞間の情報伝達を担う生理活性物質サイトカインを分子レベルでとらえる手法を世界に先駆けて確立した。細胞やウイルスの増殖を制御するインターフェロンBやリンパ球を活性化させるインターロイキン2の構造を解明するなど、サイトカインの研究の基礎を築いた世界的科学者で、将来のノーベル賞間違いなしといわれる逸材であり、この道での国内最高賞の藤原賞を平成8年に受賞され、8月19日、五郷公民館、現有田川町五郷出張所でご講演をたまわり、子弟父兄に大きな感銘を与えられましたこと、今もって記憶に新たなものがあります。

これを記念に、教育委員会として、ぜひご招待していただくよう、強くご要請申し上げる次第であります。

さて、文部科学省において、これはもう、デジタルの問題なんで、先ほど申し上げましたので、申し上げません。

これは直接、町教育委員会の管轄じゃなしに、県教育委員会の管轄であります。有田中央高校清水分校についての、当町としての、管轄外ながら非常に密接な関係がありますので、この際改めて提起しておきたいと思えます。

いわゆる現清水分校を今後とも、ぜひとも存続していただきたい。父兄あげて、また地域あげての、また下からの最近の呼びかけによりまして、最低数、一学級20人をなんとかクリアしてきました。しかし、教育長もご案内のとおり、極めて清水町の生徒数の構成が厳しくなっております。今年、八幡中学卒業生20人が予定されておるわけですが、昨年度はほとんど卒業生が進学の場合、清水分校の方に行かれたんでございます。今年は、今のところ、約半数の10人。そして、花園は現在1名。この3月に卒業でございます。来られておりますが、もう教育長のことでございますので、県下のことを把握されておると思うのでございます。花園中学も来年5名の生徒がおるわけでございますが、閉校になりまして、いよいよ、かつらぎ町に行くと。こういう中で、この1名の卒業生を最後といたしまして、花園も今後もう当地の分校へは来ていただけない状況でございます。

加えて、箕島高校は、来年から1学級減らされます。現在来ていただいております生徒数の

範囲から見てですね、わざわざ奥の方へ来ていただくということは、事実上、非常に困難になるんじゃないかと。今のところ、極めて人員構成から厳しい状況にあるわけでございます。

ここで、ぜひともお願いしたいのは、既に紀美野町において、旧美里において、私立の高校1つを誘致されたのと同時に、海南高校の分校としての美里分校が現在も維持されております。こういう方針を将来、県に対してぜひとも進言していただきたい。

幸い、非常に環境のよいところでもございます。まあ、非常にまた、清水町は、なんといっても人情味の厚いところでもございます。そういう面から、現在使われておりませんが、寄宿舎もきちっとあります。まあ、もちろん長い間使っておりませんので、本格的な整備が必要となるのでございますが。独特の科目等の中で、全国を対象に、少なくとも近畿圏を対象にですね、独自のシステムの高校をこの際、開設していただくように、ぜひとも提案させていただきますので、お取り計らいを、進言をいたしたいと思っております。

いずれにしても、有田川町、面積351平方キロのうちで約57%、7割近くが旧清水町の広大な面積でございます。この中で、高校が全然ないということになりましたら、計り知れないいろいろの影響があるわけでもございます。同時に、これを拠点として、いわゆるピンチをチャンスに変えていただくということになりましたら、教育を産業の面でもとらえることは、たいへん不心得な発言かとも思いますが、まさに一挙両得である。寄宿舎整備によって、全国から生徒が来ていただける。あらゆる面でもですね、大きな経済的な効果も生じてくるわけです。そういう高い次元に立っての対応を、ぜひとも教育として県下でも一生懸命に取り組まれております当町の教育委員会に対して、管轄は違いますが、ぜひこの際、強く進言していただくよう、重ねてお願い申し上げまして、私の一般質問を、これをもって終結させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前議員にお答えをしたいと思います。

まず、農林業再生への挑戦を続けるために、ということで。

現政権下の結果、既に成立施行に入っていた補正予算の見直し、これがありました。農林水産関係の補正予算総額1兆302億円のうちの46%に当たる4,763億円、これを執行停止とすることになっております。削減対象は、全94事業中、一部停止を含め59事業に上ります。主なものとして、農地集積加速化事業2,979億円、基金造成事業で2010年度以降に支出予定の1,018億円、独立行政法人などの施設整備事業費で、未発注のものなど121億円。内示していない事業645億円となっております。

これも先ほど前々さんからご指摘のあったとおり、今、奥地では、森林の中に竹やぶがたくさん生え込んできている、これを整備する事業も入ってましたけれども、これも既

に停止という方向で今、進められています。

これ、もう、うちに返納対象事業いくらかあると思いますけれども、明細についてはもう、事業が非常に多岐にわたっていますので、農林、あるいは漁業関係事業を一括で、後ほど、この返済部分については提出をさせたいと思います。

それから、第2番目の、道路問題についてでありますけれども。

議員ご指摘のとおり、今回の補正のカットです、御坊田辺間745億円ぐらいついていたやつが、中止やなしに凍結ということになっていきますけども。これももう間もなくです、事業へかかるという予定でありまして、やっぱり地方には道路が、車が通らないんじゃないくして、道路がつけば車が入り込んできます。現に、田辺まで開通したことによつてです、開通前と比べ台数が、約倍、今、入り込んできています。ほいで、これはもう非常に、地方の道路というのは、高速道路というのは、非常に必要や、観光とか、あるいは産業、それから医療の面からも非常に必要だということ、非常に困ったことだと思っています。このことについては、この30日にです、一応、県下の6団体で行動を起こそうということで、町村会館で、30日に6団体主催で抗議行動を行うことになって、要望活動を続けていくということで行います。議会の皆さん方にも参加の要請をさせていただいていると思いますけれども、ぜひ、ご参加を賜りたいなと思っています。

それから、平成21年度から、今度、道路特定財源は一般財源化されましたけども、この政権の交代により22年度から暫定税率廃止、これが取りざたされています。若干、ここへ来て、暫定税率廃止も見直す方向で調整中という報道もありますけれども、一応、暫定税率については廃止ということで、そのかわり、新環境税を創設するという話も出ております。

道路整備については、近畿自動車道紀勢線の御坊田辺間の4車線化が凍結されるなど、平成22年度予算においても道路整備の予算の削減が予想されております。

21年度の国道、県道の工事では、国道424号の修理川バイパスが完成し、吉備金屋線バイパスは一部開通し、20日には有田インターチェンジの出入口の切り替えが行われました。また、市場バイパス、岩野河バイパス、吉田バイパス、西ヶ峯について工事を施工中です。本年度は、補正予算がついていますので、工事が進めるものと思います。

町道では、沼口農協線、押手白谷線が本年度で完成いたします。明王寺庄線は工事を施工中です。有原沼田線は本年度から着工いたします。

農道は、黒松農道が本年度より着工し、工事が進められております。

林道は、三瀬川清水線、大蔵沼谷線は本年度完成いたします。

22年度の新規事業は、町道押手杉野原線、小川地区の農道水路事業や熊井東谷池農道、林道では、峠上二澤線などを計画しております。21年度同様に補助事業については予算要望を行っているところでありましたけれども、先に述べたように非常に厳しい状況となっています。

次に、あらぎ島のサミットの問題であります。

あらぎ島をメインとして、開催を計画している平成25年度の第19回全国棚田サミットは、現在、しみず地域観光活性化協議会を中心に組織づくりを計画中でありまして、来年度より開催地へ実行委員会組織等での現地視察を計画したいと考えています。ちなみに、22年度は静岡県松崎町、23年度は徳島県上勝町、24年度は熊本県山都町というんですか、なお、行政内部にも準備室等の組織も構築して、サミット開催に向け、準備に取り掛からなくてはならないと考えております。

例年、棚田サミットは全国から千数百人の方々が集う一大イベントであります。議員ご指摘のとおり、過疎地域の活性化、観光のPRに計り知れない効果が期待でき、あらぎ島、湯川溪谷等数多く点在する史跡名所を初め、有田川町の魅力を十分全国へ発信するためにも、計画の棚田サミットを成功裏に導かなければならないものと思いますので、関係各位におかれましても、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

これ、25年度にやるわけなんですけれども、今、やる日程を早く決めて、準備に取り掛かりたいなと思っています。今までやってきた関係の自治体に聞きますと、これも丸々2年ぐらいかけてやらんとできないということと、やっぱり、その地域の住民の方々にもしっかりと応援をしていただかなければ成功裏には終われないということを聞かされていますので、できるだけ早く、余裕をもって、25年度の棚田サミットに向けての態勢づくりを進めていきたいなと思っています。

それから、過疎地域自立特別措置法、これ、来年の3月で今の法律が切れます。これについては、現政権下では、今の単純延長3年間という方針を打ち出されていますけれども、過疎地域についてはもう、これができてからずっと状況が変わってきてまして、新たに過疎地域になるようなところも、指定を受けていないところも現在たくさん増えてきていると聞いています。我々もこの法律がなければ非常に困るということで、更なる使い勝手のよい新しい過疎法を制定していただくということですね、10月の31日、これ、県の大会も開催しましたし、これを受けて、12月の4日に、全国の過疎地域の全国大会を行いまして、これ、今の民主党の政権の方に、いろんな地方の要望をまとめたものを、過疎地域の町村長の代表がですね、これを、今の民主党の方にも今、提出をしているところであります。とにかく、この過疎法、新しい過疎法をつくらなければ、こういった地方はどうにもならないということで、これを全国あげて今、取り組んでいるところであります。

それから、もう1つ、合併特例法に基づく財源確保問題ということでもありますけれども。

国は、自公政権下における経済対策として、平成20年度第2次補正及び平成21年度第1次補正合わせて、本町にですね、約15億円が配分されています。そのうち平成20年度の第2次補正分9億円、これは生活対策臨時交付金と定額給付金等でありますけれども、完了等していますので、このことについては、今の削減とかそういうことにかかわりなく、当町については、このことについては全く影響はありません。

また、平成21年度については、国家予算として当初予算約88兆円に始まり、第1次補正により13兆9,256億円が予算措置されましたが、政権交代に伴う見直しにより

2兆9,259億円が削減されました。前々議員仰せのとおり、10月6日に閣議決定されました。その影響は、国土交通省、農林水産省など、各省庁に及んでいるところであります。

本町にも約6億円が配分されています。しかし、これについては、県との協議の結果、現時点では影響がないということでもあります。しかし、地域活性化、公共投資臨時交付金の1兆3,790億円の補正予算については全体の890億円がカットされ、第2次分5,985億円は認可されるようでありますけれども、残りの第2次補正分6,915億円分が不透明な状況であります。今後は、できる限りの情報収集に努め、むだを省くというものは是としても、国が経済危機対策として予算化したものを予算削減によって経済危機に陥ることのないように、特に本町のような全国でも類似自治体の少ない非効率な行政運営を強いられている町が置き去りにされないように、和歌山県の自治体、ひいては全国の自治体と結束してまいりたいと思っております。

それから、人件費の削減効果についてというご質問もあったように思います。

平成16年度の各町の決算を合計したものと、17年度、18年度、19年度、20年度の、それぞれの人件費の決算状況を比較しますと、平成16年度人件費は約33億5,900万円、平成17年度は約35億6,500万円、平成18年度は約29億3,100万円、平成19年度約28億9,800万円、平成20年度は約28億9,700万円となり、4年間の削減額の累計は約11億4,500万円となりました。

また、職員数も合併時と比較すると、約50人の職員が現在のところ減少しております。

それから、物件費などの削減効果についてでありますけれども。人件費と同様に、平成16年度決算と比較しますと、物件費などの決算額は、平成16年度は37億7,600万円、平成17年度は42億2,600万円、18年度は33億6,600万円、平成19年度は34億6,900万円、平成20年度は約33億3,000万円となって、4年間の削減額の累計は約7億1,200万円になりました。

人件費と物件費につきましては、現在のところ、順調に、ほぼ合併当時の計画どおりか、それ以上に進んでいます。今後とも引き続き行財政改革に取り組んでいきますので、ご協力をお願いしたいと思います。

新町まちづくりに主要事業329億円のうち合併特例債137億円の4年間の実績は、というご質問でありますけれども。

合併特例債137億円の発行状況につきましては、平成18年度の実績は約5億8,100万円、平成19年度の実績は約10億1,300万円、平成20年度の実績は14億2,400万円、平成21年度の予想額は約14億8,700万円となります。4年間の発行額の累計見込み額は約45億500万円で、21の事業に充当し、全体の約3分の1を発行したことになります。

また、合併特例債は、元利償還金の70%が地方交付税措置をされます。その算定額は、平成20年度までの発行額にかかる元利償還金は5,534万6,000円で、その70%

である3,874万2,000円が既に措置をされています。

今後の見通しについては、現在、実質公債費比率は18%であり、本年度は起債許可団体となっております。解消するため、公債費負担適化計画を作成し、これにより、来年度は実質公債費比率が16.3%に下がる予定であります。

今後の合併特例債の発行については、この計画に沿ったかたちで、実質公債費比率などに注意しながら、新たなまちづくり計画を進めていきたいと考えております。

それから、ちょっと、教育関係の質問の中に、三瀬川出身の谷口先生のお話が出ました。今回、文化功労賞という非常に重たい賞を受賞されたということで、非常に喜んでおります。谷口先生については、町内にも同級生が何人かいまして、ぜひ、このまちでも祝賀会をやるとうことで、今、谷口先生がこっちへ帰ってこれる日を調整中であると聞いています。ほいで、できたら、町もこれに参画して祝賀会を開催したいと考えていますので、その節は、議員各位にもひとつご参加のほどをよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

前々議員さんにお答えを申し上げます。

東京大学教授の谷口維紹先生の招待の件につきまして、わが郷土有田川町の出身であります谷口先生、10月27日にですね、文化功労賞を受賞されました。これは、喜びもひとしおであります。

以前より谷口先生は数々の賞を取られておりまして、将来、ノーベル賞の候補と目されており、受賞者の中15人中2番目に若い61歳であり、今後ますますのご活躍をご期待を申し上げておるところでございます。谷口先生のご招待につきましては、現在、たいへんお忙しい中である、多忙であるということは伝えられています。ですが、できる限り早い時期に、教育委員会、あるいは町といたしまして、ご招待を実現できればと考えているところでございます。

続きまして、有田中央高校の清水分校の存続につきましてでございます。

前々先生のご指摘のとおり、直接の管轄ではございませんが、これまで本町の多くの生徒がお世話になり、中学校卒業後の進学先としてたいへん大事な学校と考えております。

以前、今の山口教育長、県の教育長ですが、その前の小関教育長のときにですね、学区の改革がございました。そのときに高校改革というものもございました。そのときにですね、県下で4分校ございます。美里分校、清水分校、そして龍神分校、中津分校、この4校の議論になりまして、そのとき確か存続されるという結論になったかと記憶をしております。私も県の教育委員会へよく行くのですが、そのときにですね、この清水分校の論議をよくします。私個人としてもですね、どうしてもこれを残していただきたいとお願いをしているところでございます。教育委員会といたしましては、ぜひとも存続をいただき、生

徒の学習の場としての発展、充実、今後も継続して行ってほしいと節に願っているところでございます。町といたしましても、補助金の助成を初め、生徒同士の交流を積極的に進めていますが、今後、さまざまな面で支援できることがございましたら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

これはもう、今回の質問においても他の議員諸君からもいろいろあると思うのでございますが、11番の議員も申されました、政権交代によるいろいろの事象、これはもう、私も申し上げましたとおり、国民の選挙によって、当然、政変があるのは当たり前でございますし、政権が変わるのは、まあ当たり前のことでございます。60年にわたって、ほとんど世界では類を見ない長期にわたる政党が崩壊し、新しい今の政権ができた。この事実は、私も当初に質問の過程で申し上げましたとおり、避けて通れない事実でございます。

しかしですね、今も質問にもありました。これによって、お答えもいただいたんですが、まあ、長い修正にも影響、私自身もしておるとは思うのでございますが、大変な方向、あるいは、それが好結果として出てくればあれでございますが、経済自体でも、前政権がいろいろな批判を受けながら、先ほども申し上げました、総額で102兆を越すような追加予算、14兆4,000億円ほども含めてやった、その効果が徐々に出てきて、株価も1万5,000台を回復するところまで来ておりました。きょうの株価はどういうふうな結果に出るのか。これも素人が経済の状況を一番早くやるためには、これは世界の国で、いわゆる中国のような特異な国家であってもですね、現在は、自由主義の原則の株価が堂々と採用されておるんでございまして。そういう中で、一番素人が判定しやすいのは、この株価の問題でございます。また9,000円台を大きく割ってですね、この連休までの何は恐らく9,400円台に突入しておったと思うんです。いわゆる、初めから、前の政権当時からいわれておりました。中ゆるみが絶対的にまた来て、不況が顕著になるぞということが言われての上の、前の政権の思い切った施策であったわけです。で、そういうことで、民意である以上は、当然、その民意によって合法的にでき上がった政権と自治法によって各自治体が憲法に補償されております、いわゆる地方分権、このかわり合いが、極めてあらゆるかたちで今後、きちっとした対応をしていかなければならない時点を、今までのように地元選出のそれぞれの議員さんによってですね、我々の意思がすぐ中央に伝わる行動と全く異なりましてですね、ご案内のとおり、実質的に民主党、あらゆるかたちで影響力の大きい小沢幹事長自体が、陳情自体もですね、やっぱり政党本位に切り替える。恐らく、3分の2以上の絶対多数を有する限り、そういう方向が今後、整備されていくと思います。

そういう観点からですね、地方6団体を中心とする、いわゆる地方分権のですね、これ、

総結集意思団体といえば、我々が参加する、いわゆる行政も、地方議会も含めて、意思決定機関でございます。これは、地方自治法の改正によって6団体そのものが1つの団体としてですね、意見書を上げていくことが、意見を言えることが、新しい自治法に極めて明確に法制化されております。そういう、われわれの自治権の懇願として新しい体制でですね、地方分権を中心として我々6団体を中心として、これからぶつかっていく対応、これへ、議員いかにその構成の一人一人でございますのでですね、真剣に今までのそういうしきたりから我々自体の感覚も変えていかんなんときに来ておると思うんです。同時に、執行部もそういうことできちっと対応していく。そうやなかったら、いわゆる憲法で保障されたですね、地方分権制度がないがしろにされる恐れが出てくるわけです。その点について、きちんと、質問の中でも申し上げたんですが、町長も把握されておるんでございまして。特に県下の市町村会の会長として今活躍されておるわけですが、あらゆる機会でも今東京で6団体が集まってですね。議長会も例年でございますが、もうやられました。そういう中で意見が集約されつつあると思うんでございまして、そういう点をきちっとやっていただきたい。

何となればですね、10月の26日に鳩山総理が最初の施政演説をやられました。その中で、この農林業問題について、総理がこういうことを施政方針の中で申されておるのでございます。「地域を支える農業、林業、観光などの分野でしっかりとした産業を育て、新しい雇用と需要を生み出してまいります」と、これをはっきり言われとる。けど、現実にはですね、町長も私の質問にお答えのように、緊急的に農林業に、1兆4,000億の中で、これ画期的なこととございます。1兆3,000億に近い、正確的には町長の言われた1兆2千何がしかの緊急対策費、それが、私が前回の9月議会にも質問いたしましたようにですね、態勢が整ったら県下においてもそれを実施する。有田でも、役場も、団体も、森林組合も、個々の林家の代表も集まっての態勢としても整ったので、これからやろうやないかと。23年までの期限でこれが行われることになったわけですね。うちはその時点で具体的にまだ名乗りを上げていなくて、現在のところ3つの自治体と4つの個人企業がこれに参入する方向で、県もそれを了承してこの予算を使うことになった。それはご答弁にもありましており、もう、中止になってしまった。裏腹にですね、今申し上げましたとおり、1兆3,000億に近い、これはこれだけの農業予算を中止したのはですね、あの自由貿易の中で農業問題、みかん農家もそうでございますが、いわゆるウルグアイ・ラウンド、あのときの対策として6,700億円を計上された倍以上のものがですね、今度の対策で前政権が用意したやつです。これ、活性化のために第一次産業に施政演説の中でこれを明言しながら、現実的にはそういうふうな格好で地方に降りかかっておる。こういう点を、我々一人一人が、議会もですよ、これ、町長を別に責めておるんじゃないんです。執行部、地方の議会ともどもですね、真剣になって勉強し、対応をやっていかない限り、絶対に第一次産業の衰退がなお一層続いていくんやないかと、本当に痛切に思っておる次第であります。より一層の決意で望んでいただきたいということを

申し上げておきたいと思います。

これはもう、お返事いただかなくとも結構でございます。

で、道路問題も一緒でございます。暫定税率約5兆7,000億円が、ずうっと今の年間の収入でございます。暫定税率を含めて道路特定財源、そのうちの2兆5,000億が暫定税率でございます。そしてですね、高速道路の無料化。マニフェストで政権政党が約束しております。これ、維持経費だけで1兆5,000億が必要、これはどんな政権であろうとも、数字の上ではごまかすことのできない数字でございます。合わせて4兆のですね、道路財源、今の地域の実情を見たら、特に和歌山県がそうです。高速自動車道、一般国道についてですね、全国水準72%まで対応ができとるわけです。和歌山県は40.2%。全国平均に追いつこうと思ったら25年間遅れとるんです。これは決して私は誇張しておるんじゃないございません。和歌山県の中期計画においても、この数字がきちっと、はっきり出されておるんでございます。こんなもんを27年から続けてきた。そして、ここまで整備ができた日本の道路事業の財源をですね、抜本的にこれ、その財源をきちっとぬかれんようにして出してくれるようにしなければ、いわゆる自動車道も、一般国道も、管轄国道も、管轄というのは国の直轄国道です。そして、我々の地方道、県道も含めてですね、代替の財源を確保しない限り、本当に大きな影響が出てきますし。

また、景気回復のためにはですよ、やっぱり公共事業に力を入れない限りないんですから、これ、はっきり言うて。世界の経済史上、アメリカのあの不況、何が克服か。ニューディール政策ですよ。今一番必要なのは、新たなそういう施策をきちっとあらゆる分野で取り入れていく。殿井議員もこの問題については発言される予定と聞いておりますがですね。本当に大事でございます、これ。これをやらん限りですね、そうでしょ。農業についても、先ほど言いましたが、私はまあ特に具体的には、今のみかんの現状を見てくださいますよ、本当に。山椒の現状を見てくださいますよ。また林業自体もそうでしょ。45年ピークにまったく、木を持って行って損をするという事態が、1本も、あれだけ林道をつくってもですね、1台もそれをその林道を通じて運ぶ。これ、毎日私たちはその地域に生活をしておるんですからね。こういう面も含めて道路整備というのは、そういう施設をつくっていただく上にそれを運ぶ、往来する、これがなかったら、道路整備の果たす役割はないんですよ。そういう立場からですね、これは一人一人だけの見解では、先ほども言いましたとおり、我々地域の行政、議会がですね、力を合わせて対応していくということは一番大事です。これを根幹として、より一層、あらゆるかたちの、具体的にお答えいただきました、近いうちに道路整備について県民大会を催され、招待状も私も議員の一人としていただいております。そういう中での町村長でありますので、主催者の中できちっと言うていただきますよ。しゃんしゃん決定だけじゃなしにですね、地方の大会をやる限りは、意見を聞け。そういう時間をその中へぜひつくる。そうやなかったらあかんですよ、これ。そんなもん、上から言いつばなし、それだけのしゃんしゃん大会やるんやったら、こんなもん何の意味もございませんよ。まさに、百家争鳴をやる時期ですよ、今。そうやなかった

ら、田舎もちませんよ、これ。はっきり言うて。

その点について、しっかりと今の点についてはご回答願いたいと思います。

それから、3番目の棚田サミットでございます。

これは、ぜひとも成功していただきたい。成功させなければならない。こんなもん、全国からね、この地へ集まってこられる機会というのは、そんなに、そんなに、あるわけないんです。しかも、私はこの清水地域を誇りに思うのは、この清水地区というのは、日本の中世時代のですね、日本でも一番記録が鮮明に文章によって残されておる地域なんです。これを特に研究していただいておりますのは、玉川大学。玉川大学には膨大な清水の資料あるわけですよ。これはもう、学会においても有名ですよ、その筋では。こういう面を何して、単なる棚田やなしにですね、その中から中世の文化、文明が起こってきておるということを、しっかりとみんなに印象づける機会なんです。だから、町長も言われた、早くから準備しとかな時間が待てない。そういう態勢を、地区挙げてですね、やっぱりとっていただきたい。これを重ねて要求しておきたいと思います。

それから、この過疎対策の期限の延長。これはもう、県大会もやりました。これについては、全党派、新法の延長については、絶対的には賛成だと思います。もともと、4回を通じて国会においても全会一致ですと通ってきておる法案でございます。

ただ、町長、これ町村会長としてもう一つお願いしておきたいことがございます。

きのう、おとついでですか、知事もテレビ対談やられておりました。今度の新過疎法の中にどうしても入れてほしいことが、私としてはあるんだと。それは、いろいろの公共の建物をつくってきたと。つくる時点においては、国は支援してくれるけど、それは中断してしまたら。その最たるは、生徒数の減による小学校中学校の廃校。その時点での処置は何もなされない。せっかく、あそこまで電灯を入れ、ものをこしらえてやったことについて、それをさらに活用するようなものを新過疎法に、過疎の中から起こってきたすべてが現状です。そういう点についてですね、きちっと今度は条文の中へ。これ条文の中には、私もそれなりに勉強させていただいておりますが、ございません。こういうやつを具体的に盛り込んでいただくような新過疎法にしていきたい。これは、町村会を通じて、ぜひ、ひとつ町長の方からも、今のつたない意見を参照に取り上げていただきたい、こう思っております。

それから、過疎特別債でございます。今のところ非常に順調にっておりますし、過疎特別債。恐らく、新政権もですね、あれだけの平成の合併によってでき上がったものについてはですね、財源がないさけこれを削ってしまうと、その計画の何ということは、具体的には、いろいろまあ、——ああいう、そら、仕分人というんですか、いろいろそら、ありますけど。本当の民意がああいう仕分人だけに任しといてええんかどうか。仕分けするからには、地方の声もきちっと聞いた上で仕分けをするべきです。それが自治権でしょ。我々の分権でしょ。こういう点をはっきりする中で、^{おさ}長は^{おさ}長でですね、これが減額されることのないようにですね。そうやなかったら、台なしになってしまいますよ。予定した予

算よりかはるかにオーバーした、県下9つの市の、3つのその上に立って、県下で6番目のうちは今、予算を執行できておるんですよ、合併によって。この手を絶対に緩めないようにきちっと守り続けてほしいし。恐らく、これ、過疎地だけは、うちの町長だけやなしに県下の48%はこの地域に該当しておりますので。そういう中できちっと連携をとりながら進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

高校につきましては、教育長からも、町長からもお返事いただきましたが、管轄外でございしますが、ぜひとも清水地域。まさに終戦後ですね、教育は大事だということで学校は、旧八幡当時に、榎本校長先生という新生高校の八幡中の校長をされた先生が中心になってですね、みんなに呼びかけて、本当に少ない当時の助成金と、そして我々も浄財によってその人たちの浄財によってですね、できあがった学校なんです。あそこへ資材を上げるのに道もない、皆、生徒も父兄も材料を肩でかついでこしらえたのは、あの庁舎なんです。それからまあ、鉄筋に変わっておりますけど。そういう歴史をもっています。これがなくなってしまうということは、時の流れというだけでは、絶対に、それやったら過疎地を切って捨てたんだなということを証明する材料です。何としてでも守りぬくように。新しい方向の転換によって考えていただきたいと、管轄外でございしますが、町長にお願いいたしまして、今一度。お返事はいただかなくても結構な面については申し上げておりますので、お返事をいただく面については、ひとつご答弁願いたいと、こう思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

新しい政権になってですね、来年度の予算編成に向けて仕分け作業、もちろん道路とか、いろんな、多岐にわたって、また実はきょうはから第2弾をやっています。どうも、見ると、これ、地方にとって不利な、地方が置き去りになるような仕分け作業に見えてならないわけでありまして。何も、有田川町だけでなく、全国に、こういった過疎地域というのはもう、たくさんあります。やっぱりこれからも道路問題含め、今の仕分け作業を見守りながら、全国の6団体をまとめてですね、全国の6団体に強力にこれからも新政権に要望することは要望していかなければならないと思っておりますので、これ、全国の6団体含めて共同で今後取り組んでいきたいなと思っております。

それと、棚田サミットについては、ご指摘のとおり、もう必ず成功させなくてはなりません。まあ、これはちょっと余談になりますけれども、たまたま今年近畿の町村会長と言いますか、近畿と言いましょか和歌山県の町村会長と議長会の会長さん、これ、園遊会にご招待いただきました。私も紀美野の町議会の会長さんと夫婦で参加をさせていただいて、ずっと皇后さん、天皇陛下、皇后さん、それから皇太子さん、それから秋篠宮さん、紀子さん、雅子さんはちょっと残念なことに参加はされなかったんですけども、ずうっと一番最後のメインストリート、テレビで見た方はわかると思っておりますけれども、メインの

ところは今年、森光子さんが主賓ということで、もう何十人も並んでいました。それで、ここでいては会えないなということで、一番最後、約40分ぐらい歩いて池の周り回るのですけども、一番最後にですね、お会いをしたいなとお待ちをしていましたところ、ずうっと回ってきてくれまして、大きな、ここへ有田川町という名札をつけてました。それを紀子さんがですね、いち早く見つけてくれて、僕のところへ寄ってきてくれて、「いつでもいろいろお心づかいをありがとうございます。若い方々に何年も来ていただいて」とお礼を申されましたので、「実は今年も9月の6日にあらぎ島で悠仁親王さんの3歳を祝う誕生日のイルミネーションをやらせていただきました」ということと、「ぜひ、25年度に棚田サミットをやりますので、お忍びでも結構ですから、ぜひお越しをいただきたい」ということを申させていただきました。

そういうことで、棚田サミットについては、これ、本当に、1,500人ぐらいお泊りになって来てくれる大事なイベントでありますし、まさに地方のそういった実態、文化を発信する最高の場でありますので、これはもう、地域の方々とも万全を期して十二分に準備期間を取ってですね、成功に導きたいと思っています。

それから、新過疎法の中へ今まで建てた学校とかそういったものの改造費とか、そういう補助金をつけ……、あの実は、先日も要望書の中には、取り崩した場合の補助金を出してほしいということは、要望書の中に確か入っていました。改造についても今後、それは今度また大会があれば申し添えておきたいと思えます。

それから、特例債については、今のところこれを踏み込んでカットするというような話は全然ありませんので。僕もそれはあってはならないことだと思っております。この分野に踏み込むということは、いくら仕分人であっても、あってはならないことだと考えています。

それから、中央高校の清水分校については、本当に歴史ある学校でありますし、またあの学校については、あの学校なりのよさというのは非常に私も何回も文化祭等々へ参加させていただいて、重要性というのはわかっています。ぜひ存続できるように、これも地域の方と協力をしながらやっていきたいなと思えます。

(「ありがとうございます」と前々議員、呼ぶ)

○議長(橋爪弘典)

以上で、前々利夫君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。午後1時再開をいたします。

~~~~~

休憩 11時54分

再開 13時02分

~~~~~

○議長(橋爪弘典)

再開いたします。

6 番、細東正明君、13 番、横畑龍彦君、24 番、大岡憲治君から午後欠席の届出がありましたので、報告をいたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

…………… 通告順 4 番 14 番（殿井 堯） ……………

○議長（橋爪弘典）

14 番、殿井堯君の一般質問を許可します。

14 番、殿井堯君。

○14 番（殿井 堯）

ただいま、議長の許可を得ましたので、14 番議員、一般質問に移らせていただきます。

まず、4 年間の議員生活を振り返りまして、自分の心に、肝に命じたこと、まずまず、それからかかりたいと思いますので。新政権に移っての質問は、9 番議員並びに 11 番議員、12 番議員が共に質問されましたので、その質問に関しては、僕の方からは、横の違った方面からの質問をさせていただきたいと思います。

まず、1 項目めに、新政権に移って、わがまちがどういうふうな取り組みを行うか。当然、今までの政権よりも、わがまちへの流れてくる水は少ない。今までより多い水が流れてくることはないと思います。今現在、国の方でやられている、萎縮して、仮にむだを省こうというふうな段階に移っている段階で、わがまちへも今までよりも多い水は流れてこない。それに、水が流れてこない上に、わが町行政はしっかりせんと、わが町の経済方針というのは苦しくなると思います。

だから、その点について、町当局の考え方。まず、今までの大きな皿の受け皿では薄い水しか張れません。ただ、町の、我々業者仲間に聞くことがあるんですけども、薄く水を張られたんじゃ利益も何も出ない。それはどうしたらいいかということを知ることがあるんですけども、その点は小さい受け皿、今までの皿じゃなしに小さい受け皿。だから、小さい受け皿のできる範囲とできない範囲、これはあるのは事実なことですけども。小さい受け皿にするということは、地元業者を大事にするということです。大きな受け皿で県下一円、全国からスーパーゼネコン、いわゆるそういう、その入札の仕方に関したら薄くなってしまい、地元業者に潤いがないと。だから、なるべくなら、できる範囲であれば、地元業者に、その仕事を委託をするという選定の仕方をやってもらえれば、その行政に対しての、立ち向かっていける景気づくりになるんじゃないかと。

まず、皆さん、先輩の議員たちが質問したように、我々も地元業者あってこそ我々、そういう考えを持っていただきたい。ただ、一番心に思うことは、なるべくなら地元業者の設定をやってもらって、これから進んでいってもらえたら、ある程度の景気対策の、その受け皿に対しての、小さい受け皿であれば乗り越えられるんじゃないかということ、ひしひしと感ずるところでございますが、まず、町長に、前の政権がいい、今の政権がいいってということじゃなしに、今の政権に応じた対策をとってもらわんと、地元業者は耐えら

れません。はっきり言うて。

まず、例を申しましたらね、あの小川のプール、御霊小学校のプール、それに保育所。これは、各位、水道も同じなんですけども、各位地元の業者に一応倒してますね。それ以外に、そのような同じ工事であってでも、和歌山県下から一応指名したり、そういう業者指名をしてるんですけども、ここ最近では、そういう傾向で地元業者に入札を指名していると。これは、非常にいいことであって、そういうことがこれから行えるんですしたら、行える仕事でしたらね、その方向をとってもらえたら一番いいんじゃないかと。

ただ、ここで、難問あるのは、その工事の価格、工事の大きさによって、地元業者では耐えられんっていうふうな傾向が出てきた場合には、その地元業者とその大手業者のタイアップ、よその近隣の市町村がやっていますね。JVというやつ、地元業者とその業者のタイアップ、こういう方針もここから考えてもらわんと、今冷え切った、わがまちの建築業界、建設業界並びに一般的な業界の損失というものが大変なことになると。ということで、まず、一応それを、町長なりに、また担当課長なりにお願いしたいのと。

それと、2項目めなんですけども。わがまちの資格指名審査委員会って、有田川町にもありますね。その資格指名委員会の内容ですね。そういうパターンで、どういうふうにやって、どういうふうにしているという、その内容的な説明もしてもらえればいいんじゃないかということなんで。まあ、それに対しての、その事態とか、不平不服とか、どういうふうになっているのかということも一時間問題点があがっていることが事実なんで、その点の説明をしてもらってから、2回目の質問に入りたいと思います。

1回目の質問は、簡単でございますが、ひとつよろしくお願ひしときます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんにお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおりですね、新しい政権に移って、21年度の当初予算、ヒアリングについては95兆円まで膨らんでおります。その中で、いろんな今、仕分作業、事業仕分けということで、いろんな方面で削る作業に入っていて、当然、それを受けてですね、わが町へも来年度の予算については、もう全然不透明でありますけれども、ある程度影響があるん違うかなという考えを持っています。

道路特定財源だけでも約8,000万ぐらい、年間来てたんですけども、これも恐らく来ないだろうということで、これも先日ですね、全国大会でそれに見合う分を地方交付税で上乗せをしてほしいという大会がありました。その大会は実はですね、原口総務大臣、この方非常に僕の感じでは、地方を思う大臣だなと感じています。この方については、とにかくその分については、地方が冷えないように、概算要求で1兆円余り交付税の要求をしているという話も聞いていまして。「これだけは絶対、私は譲れないんだ」ということもおっしゃってくれていまして。若干、まあ、交付税も増えるのかなと、楽しみでありま

すけれども、それも最終的には、財務省管轄で方針決定ということで、定かでない部分があります。

殿井さんおっしゃるようになりますね、地元の業者をできるだけ使えということでもあります。私も、もう以前からその方向です、できるだけ地元でやることは地元で、これはもう今の方針にはそぐわないかもしれませんが、やっぱり地元の業者も企業である以上、やっぱり育てていく観点から、できる仕事の範囲においては地元の業者で発注をしてまいりましたし、今後もそういう方向で考えていきたいなと思っています。

ただ、おっしゃるとおり、大きな工事になりますと、いろんな制約が出てきますので、地元業者だけではできない部分というのは、議員が一番よく知っていると思いますけれども、ありまして。まあ、ほいで、そのかわりJVなんかできないのかという話でありますので、この点についてはですね、今後なかなか大きな公共事業というのは、来年度の国の予算編成を見なければわかりませんが、そういった方向でやれるのであれば、地元業者の育成のためにも、そういう方向で進めていきたいなと思います。

それから、入札参加資格の指名基準という質問でありますけれども。

有田川町の入札参加業者の指名基準は、業者の所在地、実績、営業活動などを判断基準としており、町内業者で対応できる場合は町内業者を指名しています。

また、町内業者が少ない場合や対応できない場合については、県内の事業所または営業所の中で実績、営業活動を基準に指名をしているところであります。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

追加質問に移らせていただきます。

なるべくなら、——今、政権から流れてくる水が少ないと、それを、少ない水をなるべくなら地元業者に持って行ってほしい。なるべくなら、分けてほしいというふうな一応、質問内容なんですけども。

現在、最初行われた、まあ、教育から出ているプールなんですけども、これも一応地元業者に縮小してくれてますね。それと今現在、保育所、これも地元業者に縮小。あれだけの規模のものであれば、今までゼネコンとか県内業者。現実にそういう関連の仕事で県内業者、まあ有田郡市でありますけれども、この耐震構造なんかは、最初の八幡中学校ですか、金屋中学校ですか。耐震構造、保田組、初島、中平、中井、こういう有田川町外の入札業者が入っていたと。今度の何でも一応、プールにしろ、何にしろ、有田川町内の業者がやっていると。たいへんいい傾向だと思います。ただ、これを重要視して、やれない仕事は仕方ないんですけど、やれる仕事はとにかく地元業者にやらしてやってほしいと。

なぜかという、今もう、前、同僚議員が質問したように、ほんまに虫の息、吐息。まあ、倒産している業者もたいへん多いということの中で、なぜ、このぐらいの仕事やった

ら地元業者がやれるのに、なんでほかの業者へ持っていくんなど。有田郡、湯浅、これはまあ今、湯浅の議員も来られていますけれども。湯浅、広川、有田市、この入札のとき有田町の業者はそれへ絶対参加させてもらえませんか。だから、平生ずっと僕が思っていたんですけども、なんでうちの町がなんで有田郡市、中平、公式に言うたら悪いけど、中井、初島、保田、なんでこれを入れるんなど。入れて取っている業者もありますね。耐震検査なんか。ほいやけど、なんでこれを入れているんなどと思って、地元、地元ということを質問したんですけども。

幸いにして、ここ最近、その御霊のプール。そして、保育所。これは、まあ、ほぼ全部が入ってもおかしくない大きな工事で1億以上の工事ですね。これを地元業者にしている。だから、裏を返せば、地元業者で今までやれているのに、なんで有田郡市の業者を入れなあかなんだんかと、この点も疑問には思っていますけども、それは時の流れと何でそういうふうになったんだと思います。まあ、幸いにして今、この地元業者に短縮してもらえれば、我々できる仕事の範囲なら地元業者へ出してほしいと。まず、これ1点目で、まあ今、町長がなるべくなら地元業者に出しましょうと。まず、ほいて、それ以上、大きな工事、まあ、何十億という工事になれば、まず地元業者で。無理な工事であれば、その対応できるゼネコンなり、その何に指名を落とすと。落とすかわりに、必ずよその市町村も今現在やっている地元業者を入れてもらおうと。そうすれば、その大きな工事でも習い事をして、見習い事をして、やっぱりその業者は地元業者で対応できるんじゃないか、できるようになるんじゃないかということなんです。

もう1点は、下水の問題なんですけども。たいへん今、状況が厳しい。だから今、交付金、その他カット、カットで、見直し、見直しになっていますけども。うちの下水というのは、もう何十年前からプランして、ようよう今ここまで切り上げたもので。これを、そういうふうな面で引っかかれへんかどうか、これも心配の1つなんです。

もう1つは、今現在やろうとしている雨水対策。これは、三十何億かかりますね。だから、こういう、三十何億かかる、そのコンサル関係の、一応、入札はもう終わっていますね。だから、コンサル関係の入札を終わって、今度は、変更。変更かけて、この間うち、入札を行いましたね。この予算で、今、この厳しいときに、そのコンサル料を支払って、国の認可申請が受けられるでしょうか。そのために何千万というコンサル料を払って、やる限りは、受けてもらわんと、やられんもんはその何千万という投資というのはいかがなものでしょうか。その点1つと。

そのときに、うちが下水道をやるときに認可申請で取った業者は。これ業者名、もう表します。日建が認可申請を取っているんです。ということは、認可申請が入れば、基本設計へ入れたら、この業界はおのずと、その認可申請取ったとこへ基本設計が入れば必ずその業者へいくというならわしなんです。ここらの業者は。だから、そういう点も、前課長なり、町長なり、副町長なり把握してもらって。僕がこの2項目めに、その資格審査会のメンバーの内容を出してくれと言うたのはなぜかという、こういうことをある程度認

識してもらわんと、必ず認可申請のおきたところが、次の基本設計へ入れば、必ずそこへ行きます。これはもう何回も僕は担当課長に、何回もそれは言うています。現実にその内訳を言えというたら、もう現実ここに取っています。だから、ほんまはその業者を入れたらあかんのです。というのは、その業者が右手を上げれば、その業者へおのずといくということは、もう認識持ってたら、おのずとその業者をはずしておかないかんのに、それを再三再四その業者は入っていると。

だから、僕とこの方へ、今度の、これはもうぶっつけ本番で明かすんですけども、今度の雨水の、認可申請を先取って業者が変更かかったと。変更が多いために、今度は再入札。最初の認可申請のときに、その入れたらあかん業者は入っていませんでした。次に、この間うちやったその認可申請、あれ変更の図面では一応6社増えています。その中に、この入れたらいかん認可申請とった業者が入っていると。ほいで、僕とこへ談合情報が入ってきたんです。このまま知っていてやれば、その認可申請取ったところが100%取りますと。だから、我々町としたら、そういう情報が入ってきた以上は、それを見逃すわけにいかんでしょう。そのまま、議員のどこへ来たら、議員はそのまま黙っているわけにいかんでしょう。だから、直接僕が名前と地位を明かして、「有田川町議会の下水道の委員長やらせてもらっている殿井です」名前をあげまして、あんたとこはこういう情報が入っているけど、こういうことでうちの入札へ参加してもうたら困ります。その相手の、そこのととこへ電話したわけなんです。白紙の状態ですと。一応、「その情報が僕のどこへ入ってきた以上は、これを黙って見過ごすわけにいきません」ということで電話させてもらったんです。その結果、そこは取っていません。ね。取っていませんけど、入札には参加しています。ただ、その入札に参加している業者、僕の指摘した業者は89%。取った業者は88.3%。その次の業者は90%。これ、どういう結果で次のこの業者にいったんか、それはどういう工作したんか、それは構いません。わかります、町とは関係ないことです。町の外部のことです。

だから、町としてでも、そういう疑わしき業者を。この業者を入れたら、この業者手上がったらこの業者しかいかんという業者を、なんで資格審査委員会が二度も三度も僕が注意しているのに入れるんですか。認可申請やったところが基本設計入ったら、基本設計取るん当たり前ってこの業界ではもうわかっているはずです。その業界わかって、基本設計今度入った業者は、詳細設計入ったら詳細設計100%取ります。これもわかっているはずなんです。だから、たびたび資格審査委員会にももの申しています。だから、それは、よしとか悪いとかという問題じゃなしに、その点をもう少し資格委員会は勉強してもらって。その文章にもよる、どうしてもこの品物を使えと、この品物でないとあかんという方向じゃなしに、やっぱり窓口広げて、同等品。独禁法で禁止されています。だから、そういうもんじゃなしに、もう少し資格審査委員会の中身。今、町長が答弁さしてもらうように、僕の質問は資格審査委員会の、誰と誰とがどういう組織で、どういうふうな。名称もわかります、名称もわかりますよ。営業方針、何もかもわかります。しかし、どういうふう

したら白のままの状態が入札できるか。ここらをもう少し勉強してもらった方が、やっぱり正しい取り方でできるんじゃないかと。

有田川町の、仮に入札で何があったで、こんなんあったで、一番これが多いのはコンサルなんです。今の建築業界、土木業界は、地元であれば、これは、こんなに議員と言うたらあかんけど、あかんと思いますかね、地元であれば、地元が潤います。また、他町、他府県、まず、どこかから来て、ぼんと入札されて、税金どこへ落ちるんです。有田川町へ落ちませんやん。だから、地元で、なるべくなら構成できることは地元でやってほしいというのは、そういう点なんですわ。

ほいたら、もう一度、質問内容にかわらせていただきます。だから、今、町長の質問内容の説明はわかりました。でも、資格審査委員会というのは、何を基準にして、どういうふうなことで、どういうふうになっているか、もう1回、くどいようですが、答弁ください。

これでまあ2回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、できるだけ地元業者でやれることは今までも出してきました。ただ、金屋中学校の耐震については、多分それに対応できる業者が町内で少なかったんで、郡内に枠を広げたんだと思います。

それともう1つ、今度の新しい政権で、下水道、あるいは雨水対策の国の補助金がどうなるかという質問であります。

新聞でもですね、この雨水対策載っていなかったんやけども、どうにも下水道法のようなニュースも、記事も流れています。これについては、我々もうまったく今のところつかみきれておりませんので、今後の情報を十二分に推移を見守っていきたいなと思っています。

○議長（橋爪弘典）

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

先ほど、殿井議員さんから詳しくお話をいただきましたけれども、資格審査会といたしましては、町長の入札の参加、指名基準ですかね、これを基本として審査をしていると理解していただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

下水道事業の現在行われている政府の行政刷新会議の事業仕分けの結果については、今、

町長が答弁もありましたように、まあ財源を各自治体に任せるべきだというふうなことでなっております。けどまあ、それがまだ決まったものではございませんので、まあ、それと、今のところ、まだ、国、県等からは何の連絡もございません。今後についても、下水道事業への理解を一層深めながら、地域の生活環境と環境整備に努めていきたいと考えております。

それから、資格審査委員会のことを僕が答弁をするのはおかしいとは思いますが、予備設計業務の受注者は設計業務を行うにはですね、他社よりも有利となるため指名選定をしないという確認事項がございましたが、資格審査委員会では、本業務は予備詳細の関係には該当しないのではないかと、下水道課の提案した9業者に6業者を加えた16業者として町長に対する指名担当をしてございます。

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

まず、勇気を持って答弁してくれたことを感謝いたします。

それと、その答弁の内容なんですけども、資格指名審査委員会で審査したと。だから、これ、仮に今、具体的に名前を表せば、日建がすべて認可申請やっていると。それへ、雨水の基本設計出てきたと。だから、それは、一応、町としては入れられるものか、入れられないものか、県へ問い合わせしましたね。県の意見問い合わせた結果、県は、「それは関係ないやろ」という答えが多分出てきたと思います。そら、関係なくて当然です。県のやり方はインターネットです。一般入札です。誰が入っているやら、かれが入っているやら、わかりません。ただ、わが町は、まだ資格審査指名、資格審査委員会で決めた指名の行政がやることです。だから、これはあかんということです。だから、問い合わせするということは、やや灰色かなという関係で、気づかないかなという関係で問い合わせしたと思うんですけども。

まあ、その点、そういう、なんでその業者。これ、最初の業者は、雨水の最初の認可申請の業者は9社。ほいて、変更ですよ。変更で6社増えて15社。最初の9社の中に、この今問題としている業者は入っていません。その認可申請をやった業者は入っていません。だから、そういう流れは、町が県に聞きに行くということは、その流れはある程度把握していると。その場合、窓口を広くして、9社でやって、ほいでその変更ですよ。変更申請を今度15社。そこへクエスチョンマークのところが来てきたと。それを指摘したと。まあ、そこは取っていません。それはそれでいいんですけども、そういう把握、これから今後のこともありますので、ある程度の把握はしてもらわんと、一応、困ります。

それと、この有田川町の、まあもう終わったことなんですけども、この耐震構造。耐震構造で地元の業者が取っています。これはもうこれでいいんですけども。地元業者。ただ、辞退した電気工事。辞退したところが6社。電気工事取っていますね。電気工事、別途発注やっていますね。だから、別途発注やった電気会社の中に6社指名していましたね。3社

辞退ですね。だから、こういう、この3社辞退した1社が、また次の電気工事指名されていますね。また辞退していますね。これはもう、書類を調べてもらったらわかるんですけども。なんで、そういう、2回も辞退する業者を、またなんで入れるんですか。やっぱり、指名資格という、課長さんらと、まあ、一応キャップは副町長ですね。だから、ここらをもう少し検討していかんと、やっぱりこういう事態。

前にプロポーザル方式で交流センターやりましたね。このときに、8社ほどあって、6社辞退。2社。このとき僕は、必ず指摘したと思います。その2社の中にA社がある、B社がある。B社は一応、天ぷらであげますね。天ぷらってわかりますか。ただ、あげるだけ。だから、このA社に落札しますね。こういうことがあったのに、また資格指名審査委員会で3社辞退。6社のうち3社辞退。この電気関係の何ですけども、これはまあ、大きな電気工事なんで、地元は全く入っていませんね。まあ、それなりの大きな工事だと思んですけども。地元は入ってない。ほいてこれ、今までやってる業者の中に、まあ、そりが合わなんだというたら合わなんだんやけども。その中で、くじ引きまでいってます。くじ引きまでいくっていうことは最低価格、うちの町は今、最高価格と最低価格をとっています。最低価格を75としたら、75%で積算して、75%でいければ75で入ってきます。それはもう地元に関しては、そういう関連的な、もう何もあると思いますけれど。

ただ、僕が一番ここで言いたいのは、資格指名審査委員会、せっかく委員会というのは課長さん7人、8人で、それをもって最終的にこれでいかがですかということで町長とここで決裁もらいにいくと。町長がほいたらそれでええやろと、決裁を押すはずなんです。そのときに、何もかもみんながわかってながらやってしまわれたら困るというんです。だから、今、担当課の課長が答弁してくれたのは、僕、たいへん勇気のある何だと思います。だから、9社でやれるんやったら元の9社でいく、それをなんで6社入れたか。いうことになれば、幅を広げたいから幅を広げてやりましたという回答だと思いますけども。

ただ、今後、9番議員さんも申しられたように、たいへん厳しい状況で、やるのであれば、やっぱり我々、地元として、地元の議員として、その流れてくる水だけでしのげるような、まんばんで皆だいたいまくばれるような地元業者の設定が必要じゃないかと思います。ただ、それを、今後とも、町長なり、副町長にお願いしたいんですけども、まず、まあ町長、僕も質問してますけども、当選せんと、次回、町長として質問できません。また、町長も当選せんと答えもできません。だから、そこらを把握して、もう少し、やるべきところはやってもらって、大義名分たつように、よそから何や指摘されやんような状況で資格審査委員会というのをやってもらえば幸いかと思います。

長くなりましたけど、一応、僕の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いろいろ、資格審査委員会のご質問がありましたけども、やっぱり、最終的に判断する

のが私でありますので、すべて私に責任があると思います。ご指摘のとおりですね、できるだけ地元でやれるとか。多分、前のときの参加したときには、ある程度のペナルティを、次回は必ず入れないというペナルティを確か課したと思います。今回、そういうことが、ちょっと私の認識不足ということで、すべて最終的に結論をした私の責任でありますので、今後、そういうことも注意しながら審査をしてほしいということは、審査委員会の方に十分に伝えさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

ほかに、答弁ありませんか。

——殿井君、いいですか。

○議長（橋爪弘典）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 5 番 1 番（尾上武男） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、1番、尾上武男君の一般質問を許可します。

1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

議長の許可を得ましたので、今任期最後の一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目に、風力発電に伴う低音公害について、お伺いします。

わがまちの長峰山脈には10基の風力発電が最近完成し、町発展の基礎となることが喜ばしいことと思います。

しかし、今、全国的に風力発電による施設付近の住民から「夜眠れず、頭痛や耳鳴りがする」などの苦情が多く出ています。本年1月18日の朝日新聞には、愛知県田原市の美原風力発電所から350m離れた場所に住む住民が体に異変を感じたのは風車が動き始めてすぐだったそうです。体がしびれ、頭が揺すられる、そのような状況が続いて眠れない。風車の施設から遠くへ行くと楽になり、また家に戻ると苦しくなったと載っていました。このような状況が全国的に生じているそうです。愛媛県伊方町の佐田岬では、運転開始から半月もたたないうちに夜間の運転を取りやめたとも載っていました。

そこで、わが町に設置された風力発電による付近住民からの苦情があったのかどうか、もしあるとすれば調査を行ったのかどうか、まず第1点目にお伺いします。

次に、給食センター化についてお伺いします。

既に吉備中学校が耐震基準を下まわって改築をするという先日の総務文教委員会で説明がありました。既に設計作業に入っているとお聞きしましたが、それに伴い、吉備中学校に給食センターを設置すると聞き及んでいます。本当にそうなのか。私は、昨年12月議会で、旧金屋町の給食センターの老朽化に伴い、吉備金屋地区を含めてのセンター化を質問いたしました。そのときには、町長及び教育長は、現在は考えていないと答弁をいただ

きましたが、また、こういうセンター化の話が持ち上がっているのはどういうことなのでしょうか。

まず、第1点目にお伺いします。これで1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

尾上議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、風力発電の低音公害についてのご質問であります。

尾上議員さんにご指摘いただくまでもなく、もう既に近隣の2つの字、大賀畑、それから田角から、騒音がやかましいんやという苦情を受けています。これを受けまして、早速、立地のときの協定書というのがありますので、それに基づいて事業者であるユーラスエナジー有田川に対して現状報告を求めるとともに、対策を検討するよう要請をしております。確か、協定の中にはあんまり騒音がひどければ、防音サッシとか、いろんな施策を講じるということも入っていたと思います。事業者の方では、事前に両地区において騒音、低周波音の予測調査を行っておりますけれども、事後の調査についても両地区で実施する予定とのことです。

それから、平均風速10m以上を基準としておりますけれども、今後、北西風の強い日で調査を実施する、それが平均風速でなしに一番、あれは25mまで回り続けますので、一番北西風の強いときに調査を実施するということでもあります。調査については、第三者の、エナジーでなしに第三者の調査機関に、これ日本気象協会ということでもありますけれども、依頼をすることになっていると聞いています。その調査結果を踏まえ、両地区と事業者、町も加わる中で本格的な対応については協議をしていきたいと思っております。

しかしながら、試験運転以降約3ヶ月が経過しており、特に騒音がひどい箇所については、調査結果にかかわらず、早急に対策を講じていただくように要請をしております。

今のところ、この件に関しては健康を害されたとの報告はいただいておりません。

それから、給食センターの件でありますけれども。

将来的には、やっぱりこのセンター方式でやるのが一番安くつくのかなという考えを持っているのは事実であります。吉備中学校の改築事業につきましては、今年度中に、まず基本構想、基本計画を策定するために、吉備中学校改築検討委員会を立ち上げ、調査、研究をしております。また、基本、実施設計につきましては、その後1年間をかけて実施していく計画になっております。吉備中学校を含めた給食センター化につきましては、現在の給食センターも20年経過をし、設備の更新時期に来ており、対応が求められていることから、今後、自校式かセンター方式を採用するかの検討を重ね、審議会を行い、22年度末までに策定をする予定で進めたいと思っております。もちろん、ご父兄の方々の意見も十二分にお聞かせをいただかねばならないと思っております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

尾上議員にお答えを申し上げます。

吉備中学校の改築に伴う給食センター化をどうするのかということでございます。

現在の給食センターは、町長が答弁したとおり、築後20年を経過し、設備も老朽化しております。また、衛生管理基準に対する対応も年々厳しさが増し、新しい設備の導入の必要性が求められているところでございます。センターでは、6校に今現在配送をして、1日に770食を配食中であります。

議員の質問についてですが、町長のご答弁のとおり、吉備中学校改築検討委員会を立ち上げ、基本構想、基本計画案を作成してまいります。その中で、学校給食について、提供を受ける教職員、あるいは児童、生徒、また保護者等の意向を十分調査しながら、経済的、合理的な面を考慮しながら関係各社にとってより望ましい施設の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

風力発電の件ですけれども、既にもう、先ほども述べたように、今年の1月の朝日新聞には、もう既にこういう風車病とか、そういう環境調査とかを行っている、そういうのを1年も前からわかっておったわけでございますけれども。やはり、有田川町でも設置する以上は既にもう、こういう被害が出ているのがわかっていたはずです。やっぱり、業者に早くからこういうのを指導し、住民に迷惑がかからないようにするのが町の責任ではないかと思えます。

また、給食センターの方ですけれども、今のやっぱり自校方式をとっている中学校、小学校では、やはりその給食をつくってくれてるおばちゃん子供たちとのふれあい、特に暖かいものをつくり、子供たちがおばちゃんに「ありがとう」「ごちそうさま」そういうような言葉の会話も出てくると思えます。センター方式になれば、そういうことがなくなり、給食を残したり残飯が増える、そういうことが十分考えられます。やはり、自校方式が、やっぱり子供にとってもいいのではないかと。今のこの国の方針でも食の教育というのが謳われておりますが、やはりセンター方式になれば、そういう方面に離れていくのではないかと思えます。

再度お伺いします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

風力発電については、いろんなことで地元とも建設前から協議をいたしております。ただ、この騒音というのは、騒音の単位、デシベルといいますか、これまでやったらきづかないとわかっていても、感じる自個人差が非常に出てくるということで、早急にこの対応については、ユーラスエナジーの方に早急にやれということを伝えていきたいと思っております。

それから、給食については、尾上議員さんにも貴重なご意見を聞かせていただいたんで、センター方式についてはですね、いずれにしても、もう両方の施設はあかないということで、もう対応、特に吉備中学校についてはもう保健所から何回となしに指導いただいております。まあ、そういう中で今後、父兄も交えながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

ほかに答弁ございませんか。

尾上君、いいですか。1番、尾上武男君。

○1番（尾上武男）

ちょっとお聞きする中で、もう既に吉備中学校の改築の入札が行われたということが私の耳に入っているんですけども。それは、本当かどうか、これを最後に質問させていただきます。

それと、私、この4年間、議員として皆様方とともに議員活動させていただきました。本当にありがとうございました。

今後、町長及び議員さんの選挙に対してご健闘をお祈り申し上げます。

また、議場におられる皆様方のご多幸をお祈りいたしまして、私の質問を終わります。

[拍手]

○議長（橋爪弘典）

学校教育課長、坂上泰司君。

○学校教育課長（坂上泰司）

尾上議員の質問にお答えしたいと思います。

給食センターにつきましては、町長、教育長が答弁しましたとおり、自校方式かセンター方式を採用するのか検討していきたいと、これから検討していくわけですが、入札につきましては、基本構想のみになっています。実施設計は含まれておりません。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

以上で、尾上武男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。2時10分再開をいたします。

~~~~~

休憩 13時55分

再開 14時11分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

一般質問を続行いたします。

3 番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

3 番、堀江眞智子君。

○3 番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、図書館について質問をさせていただきます。

私は、合併前、合併後も一貫して図書館の問題について質問をしてまいりました。町民の皆さんにとって利用しやすい、利用してもらいやすい図書館運営を目指すということは、町長も教育長も私と同じ思いだと思います。このような視点に立って、ALEC図書スペース、きび会館図書室、金屋図書館を見ると、ALECときび会館について、町民の皆さんからさまざまなご意見をいただくことが多いのです。

ALECについては、小学生や幼児にとって安全に遊べるスペースがあり、たいへん喜ばれているのですが、幼児を連れてこられた保護者の方からは、「幼児用の図書が不十分で、遊び疲れて図書に親しもうと思うと金屋まで行かないといけないというのは、ずいぶん不便に感じる」、子供たちからは、長期の休みに宿題を図書室でやろうにも必要な本がないということ、そして、一般の方からは、趣味や生活に関する本がないなどの声が寄せられています。3つの図書館を差別化したいという考えはあると思いますが、あまりにも露骨な差別化は、かえって利用しにくい状況をつくり出してしまうのではないかと心配になってしまいます。どこに行っても、最低限、町民の皆さんが必要とする図書はそろえておくべきではないでしょうか。

これまで、本町は、資料収集に予算をあまり投じてはおらず、本来の図書館機能を生かすために必要な図書室には達していない現状でした。本年に入り、ALECを初め、多くの本がそろえられているところですが、きび会館の図書室については、合併前と比べても大きく後退したと言わざるを得ません。利用者が少なくなれば、きび会館の図書室は廃止するという考えを持っているのではないですか。町民の皆さんにとって、居住地域の近くで図書を利用することは、ごく自然なことです。わざわざ車に乗って出かけるということは、図書の利用を抑制することにつながるように思います。町長は、今後も町民の皆さんが利用しやすいようにALEC図書スペース、きび会館図書室、金屋図書館の差別化を図るのではなく、町民の皆さんが利用しやすいように、それぞれの場所に同じように図書をそろえていこうとするお考えはあるのでしょうか。

参考に、日本図書館協会による基準値をお示しいたします。

本町は、人口約2万8,500人ですので、この規模で基準値を算出すれば、蔵書量は15万7,000冊、資料費には年間2,350万円、それは図書入れかえ購入費等も含

めてです。そして、職員数は13名。と、このようになっています。この基準値を目標に定め、引き続き、今年度そろえた図書の維持管理と更なる充実のために、町当局は図書館の責務と義務を把握し、資料費として最低限の保障をし、住民が知的欲求を満ち、知る権利の拡大を図るとともに、文化教育のまち有田川町として飛躍できるよう、財政措置をとられることを願っています。また、ALEC図書スペース、きび会館図書室、金屋図書館が引き続き利用しやすいように、町民の皆さんの声を聞きながら運営をしていく考えはあるのでしょうか、お聞きします。

そして、次に保育制度について質問をいたします。

これまで、保育に欠ける家庭のニーズでしたが、現在では、幼児を多様な価値観のもとで育てたいという考えを持っている家庭のニーズにこたえることが求められるようになっていきます。特に、近年、女性の社会進出が増え、保育は、安定して子育てできる環境づくりというニーズも持っています。

2008年12月に厚生労働省が社会保障審議会少子化対策特別部会に現在の公的保育制度にかわる新たな保育のしくみを提案しました。2009年2月24日には、第一次報告がされています。この新しい保育のしくみは、少子化対策や子育てしやすい環境づくりから見ると、大きな問題を持っています。現行の公的保育制度は、憲法25条生存権、児童福祉法24条保育を受ける権利に基づき、国と地方自治体が子供と保護者の権利を守り、保育所を整備し、保育を実施するしくみです。しかし、私たちの目に触れないところで進んでいる新しい保育のしくみでは、介護保険がモデルになり、扶養者がまず要保育認定を受け、保育所を選択し、保育所と直接契約をします。そして、保育料と引きかえに、保育所を利用できるようになるしくみです。国や自治体の役割が国民の基本的な人権の保障という福祉の考え方から消費者保護へとかわることになります。

具体的な問題点を指摘すると、自治体の責任が保育所紹介になること、また、保育料が応能から応益にかかわることです。私は、今こそ保育は自治体が責任を持つことが求められると考えます。保護者のさまざまなニーズにこたえるためにも、保育所の整備や拡充、保育士の増員など、実施しなければならない問題はまだまだあります。私は、町民の皆さんは決して国の言うような新しい保育のしくみは望んでいないと思います。町長も町民の皆様のニーズにこたえた保育を実施していこうとお考えではないでしょうか。子育てしやすい有田川町をつくるためにも保育所の最低基準を守る責任など、現在の保育制度を守るよう、国に働きかけていただきたいと思います。町長は現在、和歌山県の町村会長です。国への強い働きかけができる優位な立場にあると思います。町長の考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

有田川町には図書館1館と図書室3室があり、町民の皆様方にご利用いただいております。ご承知のとおり、図書館は町の文化創造の場であり、情報収集の拠点でもあります。図書館を充実していくことは、文化水準の向上と、住んでよかったまちづくりの一因となるものという認識を持っているところです。きび図書室もその一翼を担い、多くの皆様方に利用されております。ただ、場所が狭小なこと、近隣図書館との共存共栄を図っていくことが、きび図書室にとって大きな課題となっております。

その改善策として、今回、町内全図書施設を対象として、試験的に、特徴のある図書館づくりを行っております。きび会館内のきび図書室については、他館にはない特徴として2つの個性を持たせました。1つは、視聴覚資料としてDVDを置いているということ、もう1つの特徴は小説を集中的に置いているということあります。もちろん、児童図書やほかの一般書も置いていますけれども、この2つは、きび図書室の、ほかにはない特徴として特に充実しているというものです。

今後は、利用者の動向や反応を見ながら図書の充実に努めていきたいと考えております。

なお、現在、有田川町の図書は、すべての籍を有田川町ライブラリーとしているので、きび図書室には小説やDVD資料を重点的に置いています。これだけではなく、一般書を順次増加させ、また新刊を常時300から400冊程度を入れかえながら提供することにより、特化した資料のみならず、多くの皆様方にご満足いただけるように充実を図っている最中であり、今年度末には、今以上に蔵書の充実を図れる予定となっております。

この1館と3図書室についてはですね、できるだけ分散して図書館へ来ていただくという考えを持っています。ある程度同じような条件になれば、一ところへ固まる恐れがあるのかなという考えも持っています。とにかく特色のある図書館を目指して今やっています。ただ、増冊については、この逼迫した財政状況の中で、十二分にはいきませんが、順次増やしていきたいと考えております。あとは、また教育長の方から答弁をさせていただきます。

それと、現在の保育制度を守るように国への働きかけをということでありますけれども。

保育制度については、現在の保育制度を守るようにという質問でありますけれども、最低基準については、厚生労働省は待機児童の解消のため保育所面積の最低基準を緩和する方針を示しているようであり、これは、非常に人口の多い、待機児童の多い、都会が対象だと聞いています。有田川町の公立保育所や私立の認可保育所であるコスモス保育園については、乳児室や保育室についての面積や園児1人当たりの保育士の数についても、現在のところ最低基準を満たしております。

県の担当課に問い合わせますと、現在、直接契約方針なども含めて政府で検討中であり、何も連絡が入っていないとのこと。

まだ国の方針も決まっていますので、国の方への働きかけということは、今のところ考えておりませんが、今の保育制度が後退するような制度であれば、これはもう自治体として国や県へこれからは遠慮なく要望とか要求をさせていただきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

町長の答弁にもありましたが、図書館は文化創造の場所であり、町民が情報を入手し、芸術、文学などを鑑賞し、よって地域文化の向上が図られる場であると考えております。

きび図書室については、従来きび会館の2階にありました。非常にこう便利が悪くて、近年1階へ移しましてですね、町民の方がより利用しやすいように工夫も重ねてまいった場所でもあります。

そんな中、本年春に有田川町地域交流センターALECが開館し、本のあるカフェとして多くの皆様に利用されるようになり、また、金屋図書館についても、ニーズに合わせて児童幼児書に主力を置く、親しみある図書館に移行しつつあります。

きび図書室については、ALECと金屋図書館のちょうど中間に位置をしております、利用の低迷が予想される中、特徴を出しつつ、親しまれる図書施設として存続を図っていききたいという思いから、2つの特徴を持たせております。町長答弁のとおり、1つは、他の図書施設にない視聴覚資料——DVDの設置、そして、もう1つは、需要の多い小説類の充実であります。しかし、2点だけに完全に特化するのではなく、一般図書や家庭書、趣味の本などの新刊を順次設置、また、図書を巡回させて、図書機能の充実もあわせて図る予定となっております。本年度末に配本を整え、皆様方に提供できる予定となっております。

現時点においては、小説類及び視聴覚のDVDは充実できておりますが、有田川町ライブラリーの一環としての一般図書の本や資料については整備途中となっております。ただいまの状態は、それぞれの図書施設が特徴を出して、少ない予算でより多くの効果を出すための特化施策を試行験的に行っている段階でございます。

今後は、利用者の皆様のご意見をお聞きする中で、その地域と利用される皆様方の要望をもとに、図書の充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、もう1つ、図書費の充実の件でございますが。

堀江議員ご指摘のとおり、公立図書館を運営していくには、町の規模に見合った経費がかかるのは、これは当然のことでございます。公立図書館としての任務を果たすべき図書施設ののべ床面積や蔵書冊数、開架冊数、資料費、そして計画的な入れかえと増加冊数を見込んでいかなければなりません。

本町の人口は約2万8,500人です。これから割り出される標準的な指数としては、蔵書冊数は、議員ご指摘のとおり15万7,000冊、そして、ご質問の資料費は2,350万円ということになってございます。これは、日本図書協会というのがございます、図書館特別委員会による公立図書館の任務と目標、これは2004年にできております、によるものでございます。

当町では、本年度補正により、年度末までに蔵書冊数が約10万冊程度になる予定でございます。これは、本町4つの施設の合計の蔵書数となっております。全体としては、まだ基準値には及ばないものの、かなりな数の書籍が増加され、充実が図られるものと考えております。

前述の資料費の充実がなければ、公立の図書館としての機能は果たすことはできないと考えております。基準となるべき額は、本町では約2,350万円であります。これは、あくまでも基準値、標準値であり、必ずしもこの額を確保しなければならないというものではありませんが、なるべく数値を近づけていく必要があると考えております。

昨今の経済状況と経費の節減という流れの中で、2,300万円という数字はなかなか現実性のある額ではありません。ただ、公立図書館という任務を果たすだけの資料費は確保していかなければならない、文化的なレベルを維持できないということは当然のことだと考えております。財政が厳しい折ですが、教育委員会としては、財政担当部署とも十分に協議を重ね、公立図書館としての任務を全うできるだけの資料費の確保と充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

3番、堀江眞智子君。

○3番（堀江眞智子）

ご答弁ありがとうございました。

図書のことにつきましては、前向きな答弁を、少し進んだのかなと思います。

きび会館については、今はあれですが、町民の声を聞いて前向きに一般書なども置いていくという答弁もいただきましたので、閉めるというふうなことは到底考えていないという確信をいただきました。そんな中で、公立図書館、年間どれぐらいの予算が、近づければいいという、できるだけ近づくように財政当局とも話を進めていくという答弁でしたが、教育長としては、どれぐらい、これは担当課の課長さんでも結構ですが、どれぐらいの予算があれば、年間やっていけるというふうにお考えなのか、そこをひとつお聞きしたいということと。

あと、私はやっぱり、図書館で一番利用者の人とふれあっている図書館司書さんとか、そういう人の意見を聞くのが一番大切なことだと思うんですけども、そこについても取り入れていただける、——そういう方の意見ももちろん聞いてくださっているとは思いますが、ぜひ司書さんも。現在、ちょっと人数は、正規の方は少ないと思うんですけども、ぜひ、正規の方を増やしていただいて、そして充実していってほしいというふうに思います。

また、保育につきましては、まだ国が決まっていないところで意見を言うのは早いのではないかととれるご答弁でしたが。何でもそうですけども、国が決めて押し付けてきたら、そこからはもう後戻りすることはすごい難しいことだと思うので、私たちの目に触れてい

ない、そういう審議会の中で話されていることも、行政としては十分に把握されていると思いますので、決まる前にやっぱりねそういうことは要望をあげていっていただくことは、それを止めることになるのではないかと思います。

最低基準の方も、今、町長答弁されましたように、私も新聞でもそういう情報を見ましたら、都会のそういう待機児童が多いところのお話と伺っていますけども、こういうことは、ひとつ崩されますと、どんどん前倒しになっていって、それがまあ、どんどんと保育のことについて悪い結果となっていくと思いますので、ぜひ、町長、今、町村会の長として、本当に意見を言うには絶好の立場にいると思いますので、今からでもまだまだ選挙までには間に合うと思いますので、約2ヵ月以上あると思いますので、その間に国へ声を上げていただくのが本当にいいのではないかと私は思います。ぜひ、声を大にして言っただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

図書を増冊については、財政の許す範囲でこれからも続けていきたいなと思っています。それと、保育所の問題ですけれども、国の方針が決定してという中で、いっぺん県の何課が担当してるのか、これちょっと調べて、まず県の方に今の方向性を守っていただけるようにしていただきたいということは、近日中に伝えていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えいたします。

図書費の充実でございますが、今年度、学校図書にですね、5,000万円というお金をいただきました。そしてまた、有田川ライブラリーには8,000万のお金をいただきました。年に1,000万以上というお金を目標に、私どもは要求していきたいなと、そういうように考えております。

そして、先般、先週ですか、私もきび図書室へまいりまして、司書の方と一緒に話をしたんですけども、これからもずっと地域住民の方、その他司書さんの意見を聞いていきたいと、そういうように思っております。

○議長（橋爪弘典）

3番、堀江眞智子君。

○3番（堀江眞智子）

最後の質問というか、要望とさせていただきたいと思いますが。

本当に、この4年間、教育委員会には本当に、できる、できないにはかかわらず、いい答弁をいただいて前向きに、図書のこととか、教育については、本当に有田川町はすばらしいまちだなというふうに私は思っています。これからも本当にどんどんと、若い人が住

んで、そして子供を産んでいけるような、そんなまちになってほしいと思います。

そして、それと、保育につきましても、国が決まっていな中で、県の情報を聞くという答弁をされましたが、町長はもっと、地方自治の観点からいうと、自分のまちをどんなふうにしたいかという目標はもちろんあると思うので、今も申し述べさせてもらったように、若い人がこの有田川町に住んで子育てしやすい、そしていろんなことが充実している、文化的なことが充実している、保育に対しても前向きに住んでよかったと思えるような、そんなまちになってほしいなど私も思っています。町長もそれはそうだと思うんです。こんな観点から、やっぱり本当に今が一番意見を町から上げてもらえる実施主体であるんですから、事前に上げるのは本当に、県の意向とかを聞くのではなくて、首長として上げてもらえるのは、積極的な行動をとってもらうのが私たち町民にとってうれしいことではないかと思しますので、そこを汲んでいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 7 番 2 番（増谷 憲） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、2番、増谷憲君の一般質問を許可します。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、今期最後の一般質問をさせていただきます。

通告は、今回、私、2つ出させていただきます。

まず、最初に、有田川の河川整備基本計画について伺っていきます。

有田川の河川整備基本計画については、平成9年度に河川法が改正されたことにより、地域の意見を反映した河川整備を進めるために河川整備基本方針や河川整備計画をつくることになりました。

有田川については、今年の3月30日に有田川水系河川整備基本方針として関係大臣の同意を得ているところまで来ているとお聞きしています。この内容については、従来の方針の治水安全度の向上などを踏まえながら、最近の気象状況や二川ダムの有効活用等を考慮した見直しを行っていると言われてしています。

さて、最近の集中豪雨やいわゆるゲリラ豪雨は、各地に多大な被害をもたらしています。そこで、このような豪雨等に対応するために、二川ダムで、ダムより上流から流れてくる水量を予期して、どれだけ下流へ流すかの調整が必要になってきます。しかし、これは、予測するのが非常に難しい状況にあります。まさに高度な判断が要ります。その判断材料になるのが、基準地点ごとの治水計画の対象となる、この規模の洪水を時間変化で表した

もので、その最大の流量を基本高水のピーク量と言いまして、これが中心になります。有田川では、これまで基準点となる金屋地点の基本高水のピーク流量を5,600立方メートルセックとして、——セックというのは、流量単位の略称ですが、ダムで700立方メートルセック調整し、計画高水流量を4,900立方メートルとしていました。それを今回、基本高水のピーク流量を6,200立方メートルとして、ダムの調整能力を600上げて、1,300立方メートルに調整し、しかし、基本高水流量は、以前と同じ4,900立方メートルとしています。

この基本高水のピーク流量を6,200立方メートルセックと設定した具体的な根拠は、第1の柱として、どのように出されたのか説明をいただきたいと思います。というのは、今回計画になっている基本計画のこの数値が大もとになっているからであります。

第2に、二川ダムは、多目的ダムとして、洪水調節と発電の機能を持たせていることになっています。前回、初めて発電水利権を県から関西電力に移しましたが、その期限がまた今年度末にやってくるとお聞きしています。次回の協定では、有田川水系河川整備基本方針や今後つくられる整備計画との関係で、どのような協定の仕方になっていくのか、ご説明をいただきたいと思います。なお、この問題については、県議会でも一般質問され、論議になっております。

この問題の大きな柱の2つ目として、有田川水系のもとに議論をした、いわゆる河川審議会というものがあります。この内容について、伺っていきます。

有田川については、第11回と第12回の河川審議会で議論されています。この内容については、県のホームページで一部議事録が見れますが、この議事録を読んでの私の感想であります。まず思ったのは、審議時間が少ないこと、そして、いわゆるパブリックコメントが2件しかなく、審議会の中でも議論が少ないように思います。そこで伺いたいのは、町長は、審議会でどのような意見を述べたり、提案をされたのかということをお伺いしたいと思います。

第2に、審議会で有田川のことについて、大きく言って3つの提案がなされていると思いますが、どのような提案がされているのかご説明をいただきたいと思います。

第3に、最終的に、この問題について3つの案か第4の案の中から、どのような案で計画が進んでいくのかご説明をいただきたいと思います。

第4に、この大事な内容について、更に論議するために、専門家や地域住民も入って意見を聞くべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目の柱として、計画を待つまでもなく、有田川の河床が上がり、雑木が生えたり草が生い茂って河原が見えないという現状を見れば、計画的で早期に対応策をとっていただきたい状況であることは、町長も認める場所であると思いますが、今、一部土砂の撤去も行われていますが、これに引き続いて、当面の対応策として、河川内に大切な生態系もあるという中で、それらにも注視をしながら、雑木や草の撤去だけでも当面進められてはいかがでしょうか。再度伺います。

最後に、この審議会で出された資料をぜひ提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さて、2つ目の問題に移ります。

庁舎問題について伺います。

今定例会の一般会計補正予算に新金屋庁舎建設のための測量設計監理委託料500万円の予算化、そして平成23年度まで債務負担行為で2,200万円を使うことが予定されています。ご存じのように金屋庁舎は昭和45年に建設されてから築40年になり、耐震化の問題も出てまいりました。また、教育委員会や森林組合などが入っている、いわゆる別館が、このほど国道の整備改修に伴い、撤去することになっています。こういう状況の中で、庁舎検討委員会が設置され、そこでの論議の結果、新築という案が出されました。今、その一方で、町全体を見れば、町内各地でALECや鉄道交流館、公共下水道施設など、ハード事業が相次いで行われていますが、その一方で財政難ということで医療や福祉や水道料金の負担増やサービスの後退、町単独事業の廃止、施設の使用料の引き上げなどが相次いでいます。ですから、そういうところへ回す財源があるなら、暮らしを支える予算に回してほしいという声も出てきてもおかしくはありません。そして、庁舎問題では、吉備庁舎と金屋庁舎が距離的にも近く、また職員を減らしていく方針もあり、さらに吉備庁舎と金屋庁舎を将来1本化することなどを考えると、新金屋庁舎建設はどうか、こういう声も出てくるかもわかりません。

そこで、第1の柱として、今、本当に新金屋庁舎建設が町民のご理解を得られる内容になっているのか伺いたいと思います。

まず、第1に、新金屋庁舎の概算事業費と財源の内訳。どのような機能を持たせたり、設備の内容など、建設内容はどのようになっているのかということをお聞きします。

第2に、新庁舎を建設した場合と現金屋庁舎の耐震化補強工事とでは、建設費にどのような差が出てくるのでしょうか。補強工事の方が安くつくとは考えますが、それでも新築に至った合理的な根拠を示していただきたいと思います。

第3に、合併時に決めた分庁方式、金屋庁舎には福祉課、産業課、教育委員会、そして地籍課を置き、吉備庁舎には、その他の課が本課になっています。このように分散していると、1ヵ所で間に合わないことなど、サービス面での不便さや移動などの時間的ロスや経費の問題など指摘されますが、どのように考えておられるか伺いたいと思います。

第4に、仮に金屋庁舎を窓口業務だけにして、他の職員を吉備庁舎へ移動することができるかどうか、お答えいただきたいと思います。

第2の柱として、現吉備庁舎は平成6年に建築され、築15年ですが、まだ20年以上は使える建物であり、金屋庁舎を新築して10年前後で吉備庁舎へ移すとなれば、なぜ新築したのかとなってまいります。将来の本庁舎の用地も含めた財源の問題、時間切れで合併特例債を使えないなどの問題も出てくるとなれば、将来の本庁舎の新築は十数年ではなく、数十年は新築できる要件はないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

第3の柱として、それでは、現状の分庁方式をとっている中で、2つの庁舎と清水の1
行政局の機構の中で、住民のサービスをどのように今の態勢の中で向上させていくのか、
また、業務の効率化や住民にとって早く対応できる態勢づくりの努力を求めたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

第4の柱として、庁舎の位置が変わることで、周辺地域に及ぼす経済的な影響が大き
くなってまいります。旧吉備町時代には、金屋庁舎と吉備庁舎の距離よりも短い旧吉備庁舎
の移転で大きな問題となりました。今の庁舎周辺は、この結果、どんどん住宅も建って、
にぎやかになってきているのが現状であります。それだけに難しい問題も含んでいます。
将来のことを見据えての周辺地域の活性化、道路整備だけでは活性化にはなりません、
前回に続いてこの問題をどう考えていくかということは、私は大きな課題だと思っていま
すので、以上、明確なご答弁をいただいて、私の第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点、有田川水系の河川整備基本方針についての中で、基本高水のピーク流量
6, 200立方と設定した具体的な根拠は、ということでもありますけれども。

これは、設定した具体的な根拠というのは、基準地点、これは金屋地域でありますけれ
ども、基本高水のピーク流量については、有田川水系河川整備基本方針にあるように、甚
大な被害が発生した昭和28年7月洪水や過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状
況等の社会的重要度や県内バランスを考慮し、100年に1回程度発生する洪水として設
定をされております。基本的には、従来の考え方を踏襲しておりますけれども、最新の気
象資料の反映等についても行っております。これ、ホームページにも載っているというこ
とで、もしよかったら見ていただきたいと思います。

それから、あの……

〔建設課長、町長に何やら話しかける〕

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 14時52分

再開 14時53分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

○町長（中山正隆）

そういうことで、——設定した理由はそういうことであります。

それから、次に、二川ダムでの関電との水利権の協定が期限切れを迎え、今後どのような整備計画と水利権との関係をどのように整備されていくのかというご質問でありますけれども。

二川ダムでの関電との水利権の協定が期限切れを迎えるが、今後、この整備計画と水利権との関係でどのように調整されていくのかというご質問でありますけれども、水利権の更新については、二川ダムに関係する下流の市長、町長の意見を十分に検討した上で更新手続きを進めていくという県の方針であります。

それから、次に、第11回、第12回の河川審議会についてのご質問でありますけれども。この11回、12回でどのような発言を述べられたのかというご質問でありますけれども。実は、この11回、12回ときは、私は県の審議委員には入っていませんでした。14回、15回から入ったんですけれども、14回については、残念ながらほかの用事で出席ができなかったのと、15回については、昼から現地調査ということで富田川とそれから日置川の採石状況、あるいは工事の進捗状況を視察してまいりました。近く、来月の2日に第16回目の審議会が予定されておりますし、これには出席するつもりであります。

その中で、この有田川の委員として行くのではなく、県の委員であるので、難しいところもありますけれども、有田川の状況も詳しくその審議会の中で説明を申し上げていきたいなと思っています。

それから、審議会で3つの案など提案されていた、説明されたいということでありますけれども。最終的には3つの案もしくはほかの案で進むのかということでありますけれども、これについては、このときもちょっと出席していませんので、詳しいことは申し上げられません。また、資料をよかったら、あとで11回、12回の資料は提出をさせていただきたいと思います。

それから、3つ目に、生態系に注視しながら除去作業を進めよというご質問でありますけれども。

有田川の雑木の除去は県で毎年行っておりますけれども、21年度は小島付近から丹生付近までの4ヵ所程度、竹、雑木の伐採や草の除去を行う予定となっております。現在、田殿橋の下流で雑木の伐採と一部表土の除去を施工中であります。今後においても継続して施工していただけるように県に働きかけるとともに、有田川河川改修促進協議会等により要望していきたいと思っています。

聞くところによると、今年度の予算で吉備橋から下流の大きな木とか、がいに盛り上がったところについては除去をするということで、もう予算の説明も受けていますので、田殿橋の下流が済み次第、田殿橋の上流、あるいは吉備橋の上流へと進めていただけるということであります。

審議会で出された資料の提出というのは、私いたっていませんけれども、議事録が公開されていますので。これは、わかっています、わかっています。

(「議事録はもう……」と増谷議員、呼ぶ)

○町長（中山正隆）

議事録がなかったら、届けさせていたいただきたいと思います。

それから、第2に金屋庁舎問題についてでありますけれども。

金屋庁舎の概算事業費と財源、それから建築内容はどうかということでもありますけれども。

建築内容については、まだ設計ができていませんので、平屋にするのか、2階で対応できるのか、まだ決まっていませんけれども、今の人員規模からいけばですね、のべ床面積、これは1,800平米であります。それから、総建築事業費については、約6億3,000万円。財源内容としまして、地方債で2億8,170万円。それから一般財源から3億4,830万円を充てることにしております。

多分、平屋建てでは無理だと思います。その場合、鉄骨2階建てということで。内装については、紀州材、特に清水材を全面的に使用していきたいと考えています。

去る10月26日に金屋庁舎建設庁内検討委員会を立ち上げまして、平成23年度完成に向けて取り組んでいるところであります。

それから、新築と地震補強工事との比較では、補強工事の方が安くなると思う、それでも新築に至った合理的な根拠はということでもありますけれども。

この金屋庁舎というのは、昭和44年に建設されまして、もう40年が経過しております。平成20年12月に実施しました耐震診断事前調査では、金屋庁舎は、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準による建築物でありまして、耐震性が不十分な可能性があるとのことであります。改修工事の概算では、約2億2,000万円程度となりました。また、耐震補強によって庁舎の耐用年数が延びるかと言えばそうではなく、エレベーター設置などのバリアフリー化を図らなければならないことなど、さらに平常業務をしながら耐震工事を実施をすることは、住民の方々にはかなり迷惑がかかり、危険性も伴うということから判断を、新築という判断をさせていただきました。

また、今回取り崩す分についても、また新たに建ち増しということになりますので、結構お金もかかるということで、新しく建てかえるという決定をさせていただきました。

それから、分庁方式だとサービス面での低下や経費、時間のむだ遣いという声もあるが、どのように考えているのかということでもありますけれども。

議員もご承知のとおり、合併協定によりまして、分庁方式及び総合支所方式を採用して、住民サービスの低下を招かないように、また、経費や時間のむだ遣いがないように、創意工夫をして取り組んでおります。

また、将来の本庁舎及び事務事業に関する審議会の答申にもありますように、将来的には、行政の効率化を図るという面では、一体性を持った本庁舎は必要だと考えております。

仮に、金屋庁舎を窓口業務だけにして、ほかの職員を吉備庁舎へ移して入れるのかというご質問でありますけれども。

今、吉備庁舎には86人、金屋庁舎には83人と商工会2人、森林組合2人、計87人が勤務しております。合併関係資料では、合併前まで、吉備庁舎には103人の職員が勤

務しており、現状と比較すれば、あと17人入ることができる計算になります。窓口業務の担当職員数にもよりますけれども、例えば、現在の総合業務課の職員数は8名ですので移すことは無理だと考えております。

数十年、将来の本庁舎を建設できる条件ではないと思うが、どのように考えているかということでもありますけれども。

これも合併協議会の中でのお約束でありました、新庁舎問題特別委員会等々でいろいろご議論をいただいています。恐らく、10年後にはもう1回検討しようかということでもありますけれども。地方分権や道州制の導入など、社会情勢の変化や道路網の整備などさまざまな要因が考えられることや、将来の本庁舎及び事務機能に関する審議会の答申では、新しい本庁舎の建設と利用方式の是非については、5年以内を目途に考える機会として審議会を設けて検討すべきだとの意見もあります。住民の方々の意見をお聞きしながら、住民サービスの向上を一番に考え対応していきたいと考えております。

2庁舎と1行政局の中で、住民サービスの向上、業務の効率化と迅速性に努力を、同じ課内なら庁舎が違っていても把握を、ということでもありますけれども。

確かに、2庁舎と1行政局では、指揮命令系統などにおいて連携が図られないことがありましたけれども、合併後、機構改革を繰り返して、住民サービスの向上や業務の効率化と迅速性などにつながるよう取り組んでいるところであります。今後も住民サービスの向上を目指して、機構改革などに取り組んでいきたいと考えております。

周辺地域の活性化との関係をどうとらえているかということでもありますけれども。

新金屋庁舎及び金屋文化保健センターが周辺地域の核となり、周辺地域の活性化に役立てば、新しい庁舎も含めて役立てればと考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。再質問をさせていただきます。

まず、有田川河川整備基本計画等について伺っておきます。

この計画は、本当に皆さん知られていないという状況でありますし、今、町長さんに答弁いただいたように、町長さんもその審議会には参加しておられないと、有田川水系におられる町長さんが参加されていないというのはね、本当に私、おかしな話だなと、県の姿勢はどうなのかということをおね、私、再度申し上げておきたいんですけども。

ちょっとお話をさせていただきますが、日本の川というのは、ヨーロッパやほかの国の川に比べて、滝みたいなの、流れの極めてきついのが、日本の川の特徴らしいです。ですから、河況係数というのがあるのですが、洪水のときの流量を流域面積で割った数字があつて。これは、洪水比流量が、この数値が大きいほど、洪水の状況がよく使われるという数字を示すのですが。これが日本の川の河川の多くがですね、3桁の数字、800ぐらい、10

00台とか4桁もありますけども。ところが、ヨーロッパの数値というのは十数の、20.とか、30.とか、そういう数字なんですね。この河況係数を見たら。だから、いかに日本の川がすごいかということを確認しておかなあかんと。

その上に立って、この間も、ちょっと、二川地区の人からお聞きしたんですが。二川ダム、今、200メートルぐらいまで溜めていますよね。まあ、溜めなくてもいい時期なので、協定のなかでは溜めてもいいよと、それぐらいは、となっているんですが。でもね、この200メートルを溜めているのを最近みんな見たことがないので、やっぱり心配する声が出てきてて、このあいだもこの問題について、「議員の誰も言わんのか」と、「ダムが決壊したらどうしてくれるのか」ということで苦情の声をいただきました。

私どもも以前、04年度に、有田川を愛する会というのをつくってしまして、そこで二川地区へアンケート調査に入りました。で、「二川ダムについて、どうよ」とお聞きしたんですよ。そしたら、ダムを満水状態にしておくのは、95%の方が「怖い」という結果が出ているんですよ。ですから、ここらも本当に真剣に考えた上で取り組んでいかんなんということになっていくと思うんです。

前の岩倉発電所を関西電力に売却、まあ権利を売るときにもですね、事前に地元で相談がなくて、——合併前ですよ、当時の清水町の議会がですね、慎重な対応を求める要請書を出した経緯もあるわけですね。これは町長さんもお存じだと思うんですけど。ですから、こういうふうなかたちで、まったく地元が知らない間に進めていくという、そういう県の姿勢をやっぱり指摘しておかなあかんと、これを町長さんに求めておきたいんです。

で、ぜひ、審議会の中身をですね、きょうのご答弁でも11回、12回の審議会の中身を知らないということだったんですが。ホームページに載っているわけですから。私ども通告を出した時点でですね、町長さん、それを見て勉強もできたと思うのですが、それもなかったし。

あえて、そういう中で再度お聞きしますが、この河川整備計画の審議の中で、こういうことが出されているんです。

今の有田川をどういうふうに洪水から守っていくことを考えていくかということで論議しているのですが、1つはですね、二川ダムのほかにどのような貯留施設をどうつくるかというケースで、1つは、二川ダムのみというケースが設定されています。これは、発電容量を活用して洪水を調節すると。で、6,200トンから5,000トンまで下げる。

で、もう1つは、ダムの下の方の使えない水、これ、止水容量と言いますが、これを6,200トンから4,700トンまで下げて、その上に立って、二川ダムのかさ上げ、こんなことまで出ているんですよ。ダムをさらにかさ上げする。

で、もう1つは、上流に、これは地域指定みたいな出っていますが、花園にさらにダムをつくと。こういうので6,200トンから5,000トンまで、花園にダムをつくることによって水が入ってくる量を削減できると。

それから、3つ目は、洪水貯留施設として遊水地を下流地域に、今の畑や人家のあると

ころを洪水で水を溜めてもいいという施設をつくるという案が最初出されてあったんです。

これが整理されて、その後の審議会で、結局3つの案ということで、まあ4つあるのかな。1つは、川の道を4,700トンまで一律改修する。それをしながらダムの水の調節、発電容量と、さっき言いました止水容量の調整をしながら対応をしていく案。これについては、第15回の河川審議会で、ダムの発電容量を治水に活用する。そして、発電容量の下に、止水容量についても削減するなりの開発を行って、可能な限り貯留施設の能力を上げて、1,500トン分の調節をすると。この費用にだいたい、洪水調節施設に100億円、河川改修に430億円の合計530億円。これが1つなんです。

で、もう1つは、二川ダムの調節機能を1,000トンから1,500トンまで能力を高めると。そのためにダムのかさ上げを行うと。第12回の河川審議会で2,700トンまで対応できる二川ダムのかさ上げは可能かということの論議になっているんですよ。そこで、安定計算ということで、今のダムからさらに27メートル高くすることが可能だという結果も出しているんですよ。そして、かさ上げに伴う復権補償として、三田発電所の問題やその他家屋の問題でも補償費も要ってくるということになっているんです。それで、ダムのかさ上げで1,500トンまで洪水調節量を確保しながらどうなるかということで見ると、12.3メートルのダムのかさ上げが必要だと、こういう論議をしているんです。概算事業費は、かさ上げ自体にかかる費用が340億円。それから、三田発電所の補償額や斜面等が崩れないようにする補強費用等で、合計770億円プラスアルファ。この数字は確認されていないが、まあ、これだけかかるだろうと。

それから、3つ目。二川ダムのかさ上げを最小限にして、上流に新たに仮称花園ダムを新設等の併用案。これは、ダムをつくることによって200トンの調節容量しかないのなら、他の委員から森林整備の対応も出されているのですが、この12回目目の河川審議会でダムのかさ上げと新たに花園にダムをつくって1,500トンの洪水調節容量を確保して、概算事業費は、かさ上げで260億円、そして、ダムの新設で400億円、それから7.6メートルのかさ上げが……、これはまあええか。そういうことによって、三田発電所や斜面の補強工事を見込んで1,090億円プラスアルファ。

こういう論議がされていまして、最終ですね、第1のケースということで、川の道を4,700トンまで一律改修しながらダムの水の調節作用をや発電容量を、関電のとの関係でもっとこう下げてもらおうとか、下の水の止水容量の開発をやってもっと流すようにするか、そういう対応でいくのが一番合理的な案だろうと見込まれるというふうになっているわけですね。

ですから、こういう論議がここまで進んでいるということは、皆さん知らないと思うのですよ。これ、大事な問題が入っていると思うのです。ですから、審議会へぜひ、町長も参加をしてですね、こんなことでいいのかと、知らないあいだに進めて。先ほども住民参加のもとでと言っていましたけども、やはり、こういう問題は、パブリックコメントも難しいので、住民説明会を開いたり、それから議員の説明会を持つとか、そういう徹底した

情報公開を求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2つ目の問題ですけれども。どの規模にするかということで、ご答弁いただいたんですけれども。新築と補強工事と言うたら、耐震化の方が半分ぐらいで済むということだろうと思うのですが。しかし、それをすると、平常業務ができないとか、バリアフリーに対応できないとかいうご答弁なんです。

じゃあ、あえてまた言いますけれども、じゃあ、実際、学校なんかもね、授業の、まあ学校の夏休みもありますけれども、学校の改修時期にも、やっぱり工事も入っているわけですよ。授業もやっているわけですよ。だから、同じようなことが言えますし、仮に耐震化の工事をしても、延命措置にならないとすればね、じゃあ、なぜ、これまで耐震化工事、小学校が中学校で行ってきたのかと。同じ理屈になるので。そのへんはきっちりね、もう一度説明する必要があるんじゃないかと思いますが。

この庁舎問題で住民サービスをどう向上するかということで、私は、庁舎問題以前の問題として、やっぱり職員の方々の普段からの努力とか、住民へどういうふうなかたちで接するかとか、そのへんもやっぱり大事であるし、行政手法の見直しも大事だろうと思うのです。

そのうちで1つは、町民ニーズへの迅速で的確な対応ができるかどうか。

2つ目に、そのための素早い意志決定と対応ができる態勢であること。

3つ目に、町民にわかりやすい組織改革。

4つ目に、できるだけ行政情報の開示化。知らせるという問題。

町民に行政参加してもらおう際として、こういうことをしながらやっていくということが大事だと思うのです。

それで、新築の場合の建設費の問題にもうひとつ触れておきたいと思うのですが。これは、つくる場合ですね、起債対象となる場合の計算の仕方がありますね。町長ご存じですか。ご存じですか。——担当課の方でもいいんですが。概算で出す場合ですね、まず、どれだけかかるかということで、他の市町村の建物や町内の同じような建物の実績で、1平米当たりいくらかかっているかという実績を出して、これがまあ建設事業費の概算事業費となって、そこから起債対象事業費を引いて、一般財源やら特例債やらという額を出すんですが。その中でですね、庁舎を建設する場合、財源の中で、地方債の対象部分で、この算出の根拠になっているのが、職員1人当たりの基準値、面積、一般行政職の職員で4.5メートル、これに換算率1かけて職員数で出しますと、坪の面積が出てきます。それから、この面積に基準単価16万5,700円、これは人口5万以下で4階建て以下の場合の基準単価です。こういうのを掛けていって、面積を出していって、起債対象事業費を出すと。議員にいたっては、議場をつくる基準がですね、議員1人当たり35平米、まあ言うたら5メートル掛ける7メートルぐらいの、議員1人当たりの計算になるんですね。

だから、言いたいのは、その基礎根拠がですね、大きいと。基準値4.5メートルとかそういうのが。換算率も大きいと。だから、大きな事業費になるように、もともとそうい

うしくみになっているということが言えるんじゃないかと私思うんで。

だから、本当にですね、さっき言いました、建てかえと新築の場合の精査を十分していただいて、それで新築の場合はですね、今言った膨らむようなかたちではなくて、本当に町民から、「これやったら仕方がないな」と言ってもらえる建て方にしていかないとだめだと思うんですが、その点、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

答弁をしたいと思います。

まず、ダムの、審議会のことについて。まあ、今まで行ったこともなくて、議員さん、ありがとうございます。今回、増谷議員さんにご指摘をいただきましたことについては、次の審議会で私の考えなりの意見は必ず発言をさせていただきたいと思います。

多分、その今の計画の、もう1個のダムとか、水深地帯かさ上げとか、そういうやつはもう、国の方では通らない、今の時点では通らないと思いますし。

（「そうですよね」と増谷議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

ほいでまあ、やっぱりあれ以上高くするということについては、非常に問題もあると思いますので、それは審議会で、まず反対の意見を述べさせていただくということだけはお約束をしておきます。

それと同時に、僕もきのう、おととい清水へも行ってきまして、初めて、ダムあのぐらい満水状態になった状態を初めて、今までで初めて見ました。僕も、これもあの二川の方にも不安な意見があったので、「これ、おかしいな」と思って、あれ、もう少し下げるという約束で、あの、いくら溜めてもいいという時期は実は協定の中に結んでいません。もう満水からいくら下げるといふ協定は結んでいまして、今まで梅雨の濁水時期にはかなり下げた状態でいままで来てくれていまして、予備放水も早くやるということで、それでまあ、おかげさんで最近、下流の方でよっぽどの集中豪雨がない限り、川がはりわたすような状態にならなかったんで、もう1回、これも早急に県の方に、なんであんなに溜めてあるのかということは言っていきたいと思います。

それから、庁舎問題。おっしゃるとおりですね、非常にこう財政難の中で、新しい庁舎はいかがなもんかなというご指摘でありますけれども。このことについても、庁舎問題検討委員会、これもう10回やらせていただいて、いろんな角度から検討させていただいた結果、清水、吉備の庁舎については非常に新しいと、その中で、金屋庁舎については非常に古い建物であるし、照明とか部屋の高さ等の問題がありまして、新築という答申をいただきました。おっしゃるとおり、費用単価については、非常に高い計算になっているかもしれないので、もういっぺん、そういうことについては、できるだけ安く、安全で使い勝手のよい庁舎になるようにですね、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

まあ今、町長から庁舎問題については再度検討していくということなんで、まだこれから始まるんで、ほんまに慎重な審議をして、本当にあそこへ、まあ言えば、住民から、今いろいろやっている中で、「よかったな」と言われるような庁舎にならないと、今本当に住民の皆さんが生活に苦しんでいて、「町だけが何よ」という声が出てきても不思議ではないんでね、ぜひ求めておきます。

もう一度言いますが、ALECの単位でいうと、32万掛ける1,800平米で5億7,600万。行政局でいいますと、1平米当たり33万ですから、1,800掛ける5億9,100万。だから、これで、それぞれ5,400万、3,600万も減額になるわけですね、当初でも。さらに言うと、30万や31万だと、5億弱ぐらい、20万だと、3億6,000万できると。だから、こういう数字の上だけでの話ですけども、やはり十分精査していただいて、求めておきたい……

[私語する者あり]

○2番（増谷 憲）

——そうけ。

ほんまに町長、これはね、ほんまに大事な話、もっと暮らしをよくする予算を使ってくれという声がありますので、ぜひ求めておきますが、再度決意を求めておいて、私の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおりですね、町民の方々が見て、「これは何な、こんなぜいたくな」というような庁舎であってはいけないと思いますので、今後十分精査をして、できるだけ安く立派に使い勝手のよい庁舎の建設に向けて努力をしていきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第2、議案第130号から日程第13、議案第141号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第130号から日程第13、議案第141号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま上程されました追加議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第130号は、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、人事院勧告に伴い、期末手当及び勤勉手当の支給率の改正並びに給料表の改定など、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第131号は、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、国の制度と同様に、勤務時間を現行の週40時間から週38時間45分に改正することなど、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第132号は、財産の取得についてであります。

平成21年度理科教育設備等整備充実事業、小学校用理科設備等購入について平成21年11月12日、4業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字下津野287番地4、やなぎ屋 川口親弘氏が1,291万5,000円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第133号は、財産の取得についてであります。

平成21年度理科教育設備等整備充実事業、中学校用理科設備等購入について、平成21年11月12日、4業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字中井原28番地3、橘萬年堂 橘定次氏が871万5,000円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第134号は、財産の取得の変更についてであります。

平成21年度孤立集落通信確保事業、超短波無線電話装置購入については、平成21年9月18日第3回定例会において、契約金額1,575万円で議決をいただいているものでありますが、今回実施の孤立集落通信確保事業にあわせ、地域避難所安心安全化事業にて町内全避難所に超短波無線電話装置の整備を行っており、孤立集落通信確保事業により整備予定の避難所施設のうち、五西月公民館、粟生住民センター及び清水高齢者生産活動センターについては、近隣の整備予定施設との距離、地形等を勘案し、地域避難所安心安全化事業にて整備することなどにより131万2,500円減額の1,443万7,500円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第135号は、財産の取得の変更についてであります。

平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地上デジタル放送対応テレビ購入吉備地区については、平成21年9月18日、第3回定例会において、契約金額1,606万5,000円で議決をいただいているものでありますが、現地再調査の結果、既存の部材も使用可能なものがあり、それを使用することにより15万8,244円減額の1,590万6,756円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第136号は、財産の取得の変更についてであります。

平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地上デジタル放送対応テレビ購入金屋・清水地区については、平成21年9月18日、第3回定例会において、契約金額1,405万9,500円で議決をいただいているものでありますけれども、現地再調査の結果、既存の部材も使用可能なものがあり、それを使用することにより8万608円減額の1,397万8,892円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第137号は、和歌山県市町村職員退職手当事務組規約の一部変更についてであります。

平成22年2月28日をもって、和歌山県市町村非常勤公務災害補償組合及び和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合が解散し、3月1日から和歌山県市町村職員退職手当事務組合に統合され、共同処理する事務を追加するため、当組規約の一部変更について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第138号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてであります。

平成22年2月28日をもって、当組合が解散することについて、議会の同意をお願いするものであります。なお、解散後、和歌山県市町村職員退職手当事務組合に統合され、また、その統合された組合の名称が和歌山県市町村総合事務組合に変更するものであります。

議案第139号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてであります。

平成22年2月28日をもって当組合が解散する際の財産の処分について、議会の同意をお願いするものであります。なお、3月1日から和歌山県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

議案第140号は、和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合の解散についてであります。

平成22年2月28日をもって当組合が解散することについて、議会の同意をお願いするものであります。なお、解散後、和歌山県市町村職員退職手当事務組合に統合され、また、その統合された組合の名称が和歌山県市町村総合事務組合に変更するものであります。

議案第141号は、和歌山県市町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分に

ついてであります。

平成22年2月28日をもって当組合が解散する際の財産の処分について、議会の同意をお願いするものであります。なお、3月1日から和歌山県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

以上で、追加議案に対する説明を終わります。

何とぞご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はございませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第130号から日程第13、議案第141号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、11月27日、金曜日、午後1時30分から再開いたします。

このあと、3階中会議室におきまして、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

延会 15時37分